

## 日本ファシズム体育思想の研究 (IV)

保健体育科教育教室 入 江 克 己

### はじめに

本稿においては前稿 (III) に引き続いて大太平洋戦争の開始 (昭和16年) から敗戦 (昭和20年) までに展開されたファシズム体育思想を対象とした。

この段階はすでに指摘しておいたように、昭和6年の満州事変以後において主張されて来た民族主義、国家主義体育論あるいは意志的、人格主義的体育論のほかさまざまなスポーツ・ナショナルリズム論と農本主義、郷土主義、家族主義、さらには人的資源論等を基本原理に大東亜建設のためのアジア主義を理念としたいわゆる日本主義体育道思想へと集約していく過程であった。それは同時に日本ファシズム体育思想の展開と実践、そして崩壊の時期でもあった。

#### 4. 日本ファシズム体育思想の展開と崩壊

##### 1. 大東亜新秩序の建設と戦時体育体制の矛盾

##### (1) 東条内閣の成立とファシズム体育政策の展開

昭和16年6月ナチス・ドイツはソビエトへの進撃を開始し、同年10月には東条英機内閣が成立した。この東条内閣の成立は、同年12月8日の真珠湾攻撃に明らかなように、いわば日本帝国主義の戦争拡大に向けての決定的な意志を示唆するものであり、それは他方において世界大戦の勃発を暗示するものであった。

この第2次世界大戦は、「当初の帝国主義諸国家による世界再分割の戦争という性格から、ファシスト諸国に対する平和と民主主義を守るファシヨ戦争の性格<sup>9)</sup>へと変質し、「さらに植民地、従属国の民族解放戦争の様相をはらみつつ拡大していった。<sup>9)</sup>

こうした情勢のもとに登場した東条内閣は、ほかならぬ「東亜共栄圏」を実現すべくその遂行策を強引におしすすめ、そのための教育政策を実施していったのである。すなわちその第1は、従来の教育審議会 (昭和16年10月審議完了) に代る大東亜建設審議会の設置 (昭和17年2月) であった。同審議会は、ファシズム教育にかかわる政策的方向を打ち出していったが、その基本方針は同審議会の答申「大東亜建設に処する文教政策」によって明らかにされた。同答申は、「皇国民の教育錬成方策」としてたんに国民学校のみならず、教育の全体系にわたって教育勅語を奉体し、大東亜建設の道義的使命を体得させ、大東亜の指導的国民としての資質を錬成することを目的とするとともに、そのために国家自らが運営する教育体制を整理し、かつ大東亜建設の経綸を具現しうる人材の養成をその具体的目標とするものであった。そしてさらにこれらの目標は、国防、産業、あるいは人口政策等の全般的な国策の要求に基いた教育の国家的計画の樹立と皇国民錬成のための学校、家庭、社会を一体とする教育体制の確立によって実現されるとした。

こうして国策の総合化ならびに計画化のなかで教育政策は、「人材養成計画の設定と学校建設の国土計画」として大東亜建設に凝集されていった。このようにこの「大東亜建設に処する文教教策」は、基本的には高度国防国家体制下における人的資源開発政策の一環をなし、より具体的には国家的需要の策定と人材養成の計画化にその政策的意図があったといえるだろう。すなわち国民職業の配置計画、人口計画、有業人口総数、生産年齢人口等の全体的な国家計画のうえから学校、学科の建設拡充、高等教育の入試制度の改善および技能者の養成計画等といった教育計画の再編が示されたが、これらの教育計画も戦争の拡大と苛烈な状況を迎えていくなかでその具体的な実施も不可能になっていった<sup>9)</sup>

一方その第2は、昭和18年10月12日の「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の公布であった。

昭和18年2月のガダルカナルの敗北、また同年5月のアッツ島全員玉砕は、敗戦に向けての前兆であったが、この危機的状況に対して政府は、同年9月に「現勢下に於ける国政運営要綱」を閣議決定した。同措置方策は、この閣議決定にもとづくものであった。その措置方策は、「現時局ニ対スル国内態勢強化方策ノ一環トシテ学校教育ニ関スル戦時非常措置ヲ講ジ施策ノ目標ヲ悠久ナル国運ノ発展ヲ考ヘツツ当面ノ戦争遂行力ノ増強ヲ図ルノ一事ニ集中スルモノトス<sup>9)</sup>」との方針を明らかにした。この方針のもとに国民学校8年制構想は当分延期、中学校4年修了での上級進学制の実施、昭和20年からは中学4年制へのきりかえ、中学校の入学定員据置き、増設増学科は工業・農業・女子商業に限定、男子商業学校の転換と縮小、青年学校の授業の削減、高校・高専・大学の入学延期の中止、文科入学定員の3分の1への削減と入学制限などの措置がとられたのである。

この措置は学校教育の全般的な崩壊を意味するものであり、その後の昭和18年6月の「学徒戦時動員体制確立要綱」また「緊急学徒動員方策要綱」(昭和19年1月)、とそれに続く「決戦非常措置要綱」(昭和19年2月)の決定にともなう学徒動員の拡大によって決定的なものとなった。

そして昭和20年3月の「決戦教育措置要綱」による4月からの授業停止、同年4月のアメリカ軍の硫黄島上陸、さらに同月10日の沖縄本土上陸のなかで大田文相の「我が国学制頒布以来茲ニ70有余年今ヤ戦局ノ危急ニ際シ教育史上未會有ノ転換ヲ敵前ニ断行セントス」との「戦時教育令」の公布(昭和20年5月)によりファシズム教育は終末を遂げた。

## (2) 体錬科教授要目と戦時体育実施要項の公布

東条内閣における「大東亜建設」の理念を根幹とした教育政策を背景にファシズム体育政策がより一層遂行されていった。昭和16年1月には従来の文部省体育課に代って体育局が設置され、その体育局内には体育運動課、訓練課、衛生課の3課が設置されることになった。その結果、高度国防国家体制下における体育運動の刷新振興、武道教練の奨励、各種戦時訓練の強化、学校衛生の拡充等学校体育行政の全般的な政策事務を体育局が主管することになったのである。

一方戦時体制の強化にともなって昭和16年9月には従来の機構を抜本的に再編成するために諮問調査機関として体育調査委員制度を定めたが、それは文部、厚生両省を一本化することを目的とするものであった。そして昭和16年8月に体錬課、同年11月には錬武課、さらに昭和17年11月にはそれらを鍛錬課に統合し、戦時政策に対処すべく体育政策機構の拡充を図っていった。

またこれらの体育政策機構の再編と並行して従来の体育・スポーツ組織のファッション的再編がひき続き実施されていった。その一つは学生スポーツ団体の再編成としてあらわれていった。

文部省は、昭和16年8月に「学校報国団ノ体制確立方策」の訓令を発し、これまでの校友会、校友会組織の改組を指示した。このため校友会の各体育運動団体は、訓令の方向に沿って報国団組織

の鍛錬部に解消、吸収されていった。このある意味での学内の体育組織の再編とともに、昭和16年12月には大日本学徒体育振興会が設立されたが、この振興会は、ファシズム体育政策を代弁する組織として全国的な学生スポーツ団体を掌握し、その末端組織に報国団、報国隊が設置され、ここに半官半民的な学生のファシズム体育・スポーツ機構が確立されたのである。

その二つは学生の体育・スポーツ組織と同時に、全般的な社会体育ならびに各種スポーツ競技団体のファシズム的再編であった。昭和17年に従来の大日本体育協会は、内閣総理大臣を会長とする大日本体育会に改組され、先の学徒体育振興会はその傘下に位置づけられたのである。また同時に大日本武徳会も昭和17年3月には東条首相を会長とする大日本武徳会に改組され、従来の柔道、剣道、弓道のほかに銃剣術と射撃を加えて「五武道」の部門を設置し、かつ実践的観点から陸海軍の下部組織にくみ込まれたのである。

そして戦局の拡大にともなってファシズム体育政策はさらに強化されていった。すなわち昭和18年3月の「戦時学徒体育実施要綱」、同年7月の「夏季学徒体育訓練大会」の実施に関する通牒、さらに同年9月の「学徒体育訓練実施」に関する通牒等にもみられるように、戦時体制の拡大と強化に対応した政策が矢つぎばやに実施されていった。

こうしたなかで各教育段階に応じた体錬科教授要目が公布されていった。例えば昭和18年4月には「師範学校体錬科教授要目」が、昭和19年3月には「中等学校体錬科教授要目」が公布されている。この各体錬科教授要目は、従来の男女の性的分離による身体機能の陶冶を軍事能力の陶冶に一本化することをねらいとするものであった。

師範学校体錬科教授要目では男子に対しては「軍事的基礎訓練」を、また女子に対しては「初歩の軍事的基礎訓練」を教授することとしており、明らかに一般的な身体能力の陶冶を目的としたのではなく、男女の軍事的戦闘能力、つまり即戦力の養成を課題としていた。

こうして昭和19年2月には「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ伴フ学徒軍事教練強化要綱」が通牒されたが、それによって体育はその教育的意図を逸脱し、軍事政策の過程に包含されるに至った。これは大正期における臨時教育会議の答申「兵式体操ニ関スル建議」が意図した目的、すなわち体育の軍事教育化の自己完結であり、同時に体育の崩壊を意味した。<sup>6)</sup>

## 2. 日本主義体育論の展開

### (1) 平沼良の国家主義体育論

#### 自由主義体育批判と国家主義体育の理想

平沼は、昭和16年12月の真珠湾攻撃にさかのぼること約6ヶ月前に「国家・国民の体育」を著わし、自らの国家主義もしくは日本主義体育論を主張している。本書は、「第一篇 国家・国民の体育」と「第二篇 ナチス＝ドイツ体育」から構成され、ナチス・ドイツの体育を範とし、そのほとんどがナチス・ドイツの体育の紹介に費やされている。

平沼は、まず古代ギリシャ、古代ローマ帝国、ソビエト、ドイツ、イタリア、チェコスロバキア等の体育を引き合いにだしてそれらはいずれも国家主義的体育としての性格をもつものであり、「国民体育を普遍的、組織的に発達させるためには、何としても国家の力に依らねばならない。

リング等の矯正を目的としたもの又は審美的、律動的体育の如き特殊の目的をもって行われているものはあるにしても、矢張り体育は国家主義が正道であることは言を俟たない」と述べるとともに第一次世界大戦前後における自由主義体育から国家主義への転換の過程を次のようにとらえたのである。

「第一次欧州大戦の結果、自由主義的国際主義思想が一時盛になったが、やがて再び国家主義の勃興を見るに至った。体育に於いても同じく第一次欧州大戦を契機として、国家主義体育が急速に進展した。只単なる個人とか保健とか或いは生活を享樂するための自由主義体育は認められず、純粹個人の利益以外に、一国家、一民族の発展、及び独立上又は外敵の脅威を除くために国民全生活力を向上させ、而して国家的觀念、民族的統一に依って国力の充実、即ち体力資源の拡充強化を図るために国家主義体育が高調せられ、体育は国策の重要政策として採り上げられるようになったのである。<sup>9)</sup>

自由主義体育から国家主義体育への転換をある必然としてとらえた平沼は、ヤーンの愛国心、ヒットラーの「我が闘争」におけるファシズム体育論を紹介、かつ賛美し、こう絶叫する。

「非常時日本に於いても、斯くの如き世界歴史より推して、如何に体育の重要なかを、為政者も国民も漸次認識しつつあるのである。重大なる国家使命に自覚した体育指導者は、今こそ自由主義的な体育より国家的な体育へと進むべきである。

即ち一万余人の体育人が愛国精神に燃えて大同団結を図り、一人のヤーンの如き偉大なる指導者を先頭に押し立てて勇ましく前進すべき秋である。

祖国発展のために！ 新体制のために！

新東亜建設のために！

して愛国精神に燃え立てよ。体育人！

9)

こうして平沼は、「忠君愛国・滅私奉公の精神は、只口先きばかりでは決して養成出来るものではない。体育を通して精神を剛健にし、身体を鍛錬して、初めてその理想に達することが出来るのである。

国家主義体育は、常に国家の理想に合致して居るから、この体育に依って鍛錬された優秀なる国民は、国家の一員として国防に、産業に、学術に、総べての文化の向上及び国家の発達に寄与することが出来る。国防興隆の最大なる資本こそは、実に、真の国家的精神に目覚めた健全なる身体である<sup>9)</sup>と述べて「国家主義体育の理想」を説いたのである。

#### 新体制と日本主義体育論

国家的精神にうらうちされた身体の養成を理想とみた平沼は、その理想を実現するために次の諸点を強調している。第一は、体錬科の目標と教授理念の具体化、実践化である。平沼は、体錬科の「身体ヲ鍛錬シ精神ヲ鍊磨シテ潤達ナル心身ヲ育成シ獻身奉公ノ実践力ヲ培フコト」という要旨は皇国民にとって生活行動上に最も必要な強靱なる体力と、旺盛なる精神力ということを根底にしており、「身心の健全なる発達は、皇国民の原動力であるから、体錬科の目的を一言にして盡くせば『皇国臣民の基礎たる剛健なる心身の鍊磨』である<sup>9)</sup>ととらえ、その教授上においては「日本国民として、日常生活上の礼儀作法、その他必要なる風習についてこれをよく理解させ、体験させて、習慣にまで導く<sup>9)</sup>べきであり、「我が国に於て以前は自由主義教育のたてまえからして、余りに児童の自由を尊重し、躰等を無視していたため、我が小国民の躰はドイツのそれと比較して決して優っているとは云えない<sup>9)</sup>と述べる一方、体力と精神力の合一を次のように主張したのである。

「この体力と精神力とが如何に国防に必要であるかは、支那事変にても多く実証された處である。

国防と云ふこと、以前は主として第一線の兵士を考えたものであったが、現代の国防は国家総力戦であるから、老も若きも、男も女も各自の職場に於て十二分の能率をあげ、国家の生産力を拡充することによって、第一線の兵士と同様国防を擔当する訳である。それ故老若男女を問わず、総て

の日本国民は体錬によりて強靱なる体力と不屈の精神力とを養うべきである。<sup>92)</sup>

その第二として平沼は、体育と教練の不断の結合を説く。

「自由主義的なスポーツを好む教師は、生徒の訓練を勿にする傾向がある。然し新体制に於ては個人の楽しみのためのスポーツは許されない。専ら国防の一員として役立つために体力を養成し、滅私奉公の精神を鍛え上げるのである。従って体育の時間も自由な競争・遊戯のみを課することは、許されない。体操の時間に於ても教練を加味し、又競技の時間にも国防競技を指導すべきである。

かくすることに依って生ずる授業の複雑さと変化性のために、生徒は少しも倦怠を覚えることなく、教練も緊張の度を増して、より効果的に習得し得るのである。(中略)体育と教練とは一致融合すべきものであると思う。体育家は教練を体育に関係なきものと考え、軍人は教練を第一と考え体育運動を余り重視しない。スポーツの如きはむしろ遊びであり、享楽であり、中には有害なものともさえ考えている。この考えのある間は、日本の体育も、日本の軍隊教育も、向上発展を期することは困難であろう。

体育家も体育運動を自由主義的、英雄主義的、見世物的見地から脱して、国家的、集团的な体育運動へと向上発展せしめねばならぬ。<sup>93)</sup>

第三は、大東亜建設の実現に即した体力養成のための体育の大衆化である。この点について平沼は、こういつている。

「我が国の体育も学生のみに限らず、又スポーツも一部選手のみに限らずして、国民に普く、断えず、そして正しく、体育する国民を創ると共に、体育により鍛えられた強き氣力と、強き体力とを資源となし、動力となして一億一心となり不撓不屈、堅忍持久の精神を以て、未曾有の国難、支那事変に亦大東亜共栄圏の確立に邁進すべきである。

又健康を増進し体力を強大にすることが国民としての義務であり、己に対してはそれが幸福となり、親に対しては孝となり、陛下に対し奉りては忠良なる臣民となることを自覚せねばならない。

即ちその人の体質・職業に適したる体育運動を行うことが、とりもなおさず臣道実践なることを忘れてはならない。<sup>94)</sup>

そして平沼は、第四に「現在我が国の体育行政は、厚生省と二本建である。これはともすれば文部・厚生の官吏間の感情の齟齬等によって国家の体育の大方針を決定することさて運び難いことがある。新体制に於ては、よろしく小我を捨てて大我に就くべきである。この際国家体育を一本建にすべきである<sup>95)</sup>とし、国家非常時体制のもとで体育の行政機構を一本化すべきことを主張したのである。

#### 日本主義体育の科学化

最後に平沼は、既述の課題を解決することによって総体としての体育の日本主義化を説くとともにその科学化を主張している。

すなわち「新体制の叫ばれる現時の日本に於て、体育も在来の欧米模倣から脱して、日本独特の体育を建設すべきであるとの説が、多くの識者によって論ぜられている。然し是は云うは易いが、手段方法等に考え及んだ時、その実施には色々な困難を伴う。勿論、従来ともすれば欧米体育の追随、過信の弊から離れ切れぬ傾向にあったが、今日に於ては、あくまで皇国の道に則った、強き完全なる皇国民育成のために、毅然たる日本体育を建設しなければならない。進んでは東亜及び世界の諸民族の体育を指導し、世界文化に貢献すべきである。

是は我が国の文化が、大和魂を本とし、東洋文化及び西洋文化を完全に摂取し、更に高き日本文

化を創造建設して、進んでは世界文化の進展に寄興しつつあることと軌を一にするものである<sup>(96)</sup>と述べるると同時に、和魂洋才の精神と同様に体育もいわゆる「和魂洋体」の精神に立脚して「皇道の道に従い、日本精神を主体として<sup>(97)</sup>、その手段、方法を世界各国の体育に求め、かつその手段、方法は合理的、科学的であるべきであるとしている。

平沼は、かつての「以心伝心」式の教授方法は非合理的、非科学的であり、武道に関しても例えばその審判方法の合理化を図るべきであると述べているが、平沼はいうまでもなく日本主義体育という理念の枠内における科学化、合理化を主張したのである。

## (2) 前川峯雄の日本スポーツ道思想

### 国家主義、民族主義体育の提起

昭和3年の「大衆のスポーツの開拓」以後、社会有機体説にもとづいた国家社会主義的な体育論を唱導しつつきてきた前川は、昭和11年に「民族体育の日本的建設」、昭和15年に「国民体育の基本問題」を、さらに昭和17年には「新日本体育」を著し、これら一連の著書のなかで「血と土」という農本主義の原理に立った民族主義体育とともに、権力への意志の充足という立場からいわゆる日本スポーツ道を主張しているが、それは前川の民族主義体育論の総決算でもあったといえよう。

国家主義、民族主義的体育を提起するに際して前川は、「国家はなぜ急速に国民全体の体育問題に手をつけねばならなくなったのであろうか<sup>(98)</sup>と自問し、その背景を三つの観点からとらえ、説明を加えている。

その第一は、軍事的、国防的背景である。この点に関して前川は、「殊に国家が重大なる時局に直面している今日では、国民は私的生活を考える前に、まず国家への奉仕生活のことを考えねばならないのである。しかし、国民の自覚により、国家が要求するところの身体を彼らが自ら形成してゆくの待つには、余りにも事情が差迫っている。

そして国家はまず国防の角度から、凡ゆる体育政策を立てる必要にせまられたのである。これ体育が国家的な管理をうけねばならなくなった第一の理由である<sup>(99)</sup>と述べている。

その第二は、産業的、経済的理由である。それについて前川は国家総力戦の観点から次のようにふれている。

「国家は、強兵を以て外敵にあたるということだけでは、確かな存在を示すことはできない。国家は、経済力を伴わせてゆかなければならない。経済力の伴わない戦争は敗北であるといわれている。

国の経済力は強兵にも比すべきものである。その経済力は、物資と労働力に俟たねばならないのである。而もその物資が結局労働力に俟たねばならないものであるとすれば、国家存立の上に国民の労働力というものがあるが如何に大切な要素となるかを知りうと思う。個人の生活のためと思つた労働力が、実は国家存立の為の労働力であると考えねばならなくなったとき、労働力の源泉とも考えられるところの体力を国家が管理しようとするのは当然である。<sup>(100)</sup>

その第三として前川は、民族的観点をあげ、社会有機体説のうえから身体を「社会の身体」として規定し、こう述べている。

「我々の生れることがすでに日本民族の一員として生れてくる以上、個人としては肉体的に、離れ離れの存在であるように考えられながら、なお日本民族の肢体であるが故に、民族全体と個人とは一にして多の有機的關係にある。我々の身体はかくして一に多なる『社会の身体』である。この社会の身体の立場から見るとき、人口が著しく増加するということは、その民族的身体は生命力が著

しく旺盛であり、且つ若々しい證據であると考えられるのである。(中略)数年前までは産児制限が叫ばれていた。勿論それは個人的生活の場からであった。ところが今では東亜の大業を完遂する為優秀なる日本人の血を益々必要としている。

そこで当然『社会の身体』に対して国家が体育政策を樹立しなければならなくなっている。<sup>[91]</sup>

そして前川は、「社会の身体」の民族的、生物的側面が国家の財政、経済的側面とともに重視されるようになったのは「国民の大陸発展、兵力の充実、労働力の増強等いわゆる人的資源の問題」<sup>[92]</sup>が国家政策上の重要な柱であるからにはほかならないからであるとしたのである。

国家的体育の興隆をこのようにみた前川は、民族的、国家的意義を具現した国民体育の確立を主張したのである。

「体育に対して国家の政治的な組織を完成することが、今後の問題として残されていると思う。

即ち、体育を国民の義務として要請すればするほど、一層体育政策として、国民体育の組織の完成を図らねばならぬことを痛感する。国家は体育の民族的、国家的な意味を認めることが強ければ強いだけ、それを現実の政治の上に反映してゆくのでなければならぬし、反対に国民は、その組織に喜んで入ってゆかねばならないのである。そこに現代の日本体育における新しい道徳性を発見する。力の国家、力の文化というものが重視されればされるほど、この道徳性というものが重要なものとなってくるのである。

国民体育は、体育をなすことにおいて道徳的義務があるばかりでなく、その体育が道徳によってつらぬかれるのでなければならぬ。体育も亦『皇道に帰一しなければならぬ』のである。<sup>[93]</sup>

#### 社会の身体と「真実人体」

国家主義的、民族主義的体育を主張した前川は、その根幹に「社会の身体」とともに「真実人体」なる身体観をすえたのである。前川は、「社会の身体」という概念を「人間の社会性を作る基体としての身体」<sup>[94]</sup>であると規定したが、この「真実人体」について「体育というものが『体』ということのみとらわれて、真実『人体』としての『体』を忘れるときには、それは抽象的なものとなる<sup>[95]</sup>といい、「体育の行為そのものは一つの全体であり、『人体』のはたらきをまっけてなされるのである<sup>[96]</sup>」と述べる一方、その概念を日本の民族的課題を体現した道徳的身体として規定している。つまり前川は、「『真実人体』というものは人間のことである。

否、わが日本の歴史的現実をになっているところの人間そのものである。それ故にそれは国民であるといわねばならぬ。従って体育が個人の体育ではなく、『国民体育』であるところに、体育の営みのうえに必然的にその行為の秩序を考えるとところの、道徳性というものがでてこなければならぬのである<sup>[97]</sup>と述べ、かつまた「現代が要求しているところの人間のタイプは、蒼白な弱々しい『識見の人』ではなくして、指導的な力に富み、生命力の躍動を内に感じ、逞しき旺盛な精神のかよう身体人である<sup>[98]</sup>という。

前川は、「社会の身体」が民族的に象徴化された身体として「真実人体」なる概念を挿入したのである。この観点に立って前川は、「真実人体」のうえに成立する体育は当然のことながら「日本民族の生成発展を希求するところの体育」<sup>[99]</sup>であり、「民族体育としての性格をはっきり自覚しなければならぬ<sup>[100]</sup>」ず、したがって「民族的なつながりをもたない身体的教育、即ち『純粋に身体能力』のみを目当にしている体育とはおのずから異っている。従って生理学に基礎をおく健康体操や、医学的、整形的な治療法の如く、民族的なつながりから離れて、個体的な身体の擁護につとめるということだけでは、民族体育とはいえないのである<sup>[101]</sup>」というのである。

この論理のもとで前川が健康ということもたんに個人的問題ではなく、国家的、民族的問題に属するとしたのは当然の帰結であった。前川は次のように書いている。

「然るに現代では個人の健康といえども個人の関心事ばかりでなく、民族全体の運命、即ち『国家の生死』の問題に関わるのである。従って自己の健康に対して注意を払い、それを益々増進せめるようにするしないかは、単なる個人の出来ごとではなくなっているのである。生産的方面の戦いにしても、軍事的方面の闘いにしても、一国の総力戦においては、国民一人一人の健康が高いか低いかということは、国家の浮沈にかかわりをもつのである。(中略)ここにおいて健康も亦個人のものではなく、国家の運命、民族の生命とかかわりをもつものといわねばならなくなり、新しい言葉でいえば、臣道を実践する道が健康への道となり来っているのである。かくて国民体育においては、比較的個人的なものと思われる健康ですら、個人の自由意志の下においてではなく、個人の国家的・民族的意志によってなされるのである。(中略)このような国民体育の立場にたてば、先ずわれわれの身体を『自己のもの』としてみる身体的個人主義の考え方を転換しなければならない。ここでは自己の身体をば、大君に捧げ奉るべきと考え、わが身を育てることが『膀肱の臣』としての最初の義務であるとみるところの深い国民的信念が必要なのである。<sup>92)</sup>

#### 都会文明と自由主義スポーツ批判

このように「社会の身体」、「真実人体」といった概念を創出し、身体と健康の国家的、民族的意義を強調した前川は、そうした民族的身体の能力、換言すれば体力が(1)機械文明の一般化、(2)都市化現象の拡大、(3)私利私欲の追求等の風潮によって低下しつつあることを指摘する一方、このいわゆる国民体力の低下問題の解決と民族的生命の発展は、都会的環境の再建(都市計画、国土計画による人間破壊的環境の除去)、都市生活の再建(筋肉労作の尊重、機械文明に依存した生活からの解放、衣食住の素朴化、労働の尊重)、体育的諸施設の完備、体育実践(国民としての義務を果たすための組織的な訓練)によって実現されるとし、この立場から都会文明や機械文明、あるいは体育、スポーツにおける自由主義、個人主義的傾向を批判し、同時に全体主義的、民族主義的世界観の確立を主張していったのである。

まず前川は、都市が個人主義、自由主義の温床になっていると指弾する。

「民族的生命の発展を国策として考えるときには、出生率減少の根本原因としての自由主義思想や、個人主義思想を完全に払拭しない限り、所期の目的に達することはできないであろう。かく考えてくると都会というものに対して思い切った手術を施す必要があると思う。都会は、所謂インテリ階級の住所であり、且つ比較的中流以上の階級のものの集合地であり、又教育の場所でもあり、個人主義的世界観の源泉でもある。この都会を此の儘にしておいては、人口の約半数を占めるところの都会は、次第に民族的生命の頽廃場所たらねばならなくなるであろう。(中略)日本の民族的生命の確保の為に、個人主義の清算ということが絶対に必要であるといわねばならない。換言すれば個人主義的世界観を脱却して、我々の日常生活を民族的世界観の地盤の上に打立てねばならないのである。運動すれば身体が丈夫になり、丈夫な親からはよい子が生れるであろうなどと簡単に考えていたのでは、民族的生命の発展に対して貢献することは容易でない。強靱なる身体をつくることは大いによろしい。それは現に生命を持っているものも、又、将来生れるべきものに対しても必要なことであるが、こういう人が個人主義的世界観の枠の中に入れられている間は、民族生命の生々たる発展を願うことは到底不可能である。

ここに於て、今後はどうしても体育的営みと共に、必ずその根底に民族的世界観の確立とそれに



基付く実践とを並行せしめねばならないと考える。<sup>(33)</sup>

そして国民体力の低下問題を「あくまで国家的な問題とし、国家的なるが故に深刻な自己の問題として吟味してゆかなくてはならない<sup>(34)</sup>と説くのである。

さらに前川は、スポーツを都会文明の象徴としてみるとともに、この自由主義的、個人主義的文化であるスポーツから「個人の自由意志を超越」した国民体育へと変容すべきであると主張している。

「都市においては何故スポーツが栄えるのであろうか。いうまでもなく、都市は自由主義的文化の華というべきところである。そこではいわゆる消費文化に陶醉し、文化至上の精神が充満している。しかし、消費文化は必然的にそのうちに人間を虚弱に導く要素を含んでいる。みよ華かなる文化をほこる都市に、気力のない、臆病そうな人間が横行し、その高い文化のおかげで人智をもって人間の支配力たらしめようとはしても、かかる文化人は到底心身を緊張せしめ、我々の生命力を危険におくような事態に耐えることはできないのである。況んや、都会人の中に最も生命力を必要とする兵士たり得るものが少くなりつつあるのは、当然の帰結といわねばならぬ。都会文化の寵児ともいべき学生生徒の身体的方向に、頹廃現象がみられるのもこのためである。そして、これは自由主義的文化が最も華やかであった大東亜戦争以前において、最も明かにみることができたのであった<sup>(35)</sup>と。

そしてまた前川は、「個人主義的・自由主義的」な「スポーツは如何に発展しても国民の総てに実施を要求するものではない。何となれば、それは個人の自由意志によって成立したのだから、それへの意志が存在しないところでは、スポーツへの関心は起らないのである。ところが国民体育は、既にのべた如く個人の自由意志を超越するものであって、個人の要求の如何にかかわらず、却って、国家全体の運命又は民族の歴史的使命を完行するという立場から、個人に対して体育することを要求するのである。(中略)要するに国民体育は、個人の自由意志や、個人の欲求・興味に依存するのではなくして、国民としての務、即ち臣道の実践を自覚してなされるものであり、それは国民として生まれ、国民として死ぬるまでに互って永続されるべきものであり、而もそれはスポーツ特権階級の如きものための体育ではなく、すべての国民を包含しなければならぬものである。<sup>(36)</sup>

こうして彼は、「今次の戦争を転期として、国民の資質に対する要求は一変し<sup>(37)</sup>、「明日の東亜を建設する者は、この転換期を突進するための新しいタイプの人間」<sup>(38)</sup>、言い換えれば力にあふれた身体人が全体としての民族教育の理想であるとする。

「文明と人間の生命力の関係を比喩的に言うことが許されるならば、次のごとく現わすことができるであろう。恰も農作物が開花結実しないときに、文化という人工的なものが、それを生育する力をもぎって、遂に農夫は一物をも収穫し得ないと同じく、文化は文明人から、文化財を獲得したり、所有したり、或はその創造をなすべき力、即ち『生命力』をうばいとして、やがて文化の運搬者としての能力を失わしめている。これは結局、民族の破滅を意味する。かく観じたる時、健康なる身体的基体によって行動する国民のみが、伸びんとする国家のうえにのしかかる重圧を排し、その緊張関係にうちかつことができるのである。

而してわが国の最後の勝利は、『遅い心身の力』を基体とする国民の働きにあるのであって、それ故に基体としての心身の遅い力は、我が国の政治教育の一理想であらねばならないのである。<sup>(39)</sup>

## 生活意志と労作主義体育

国家主義、民族主義的体育を提起し、その過程で個人主義、自由主義的スポーツ観を批判した前川は、民族主義体育の中心的な課題とされた「真実人体」の能力、すなわち国民体力の低下問題の解決を生活意志の確立と「労作体育」の実現にその糸口を求めようとした。

前川が国民体力問題の根幹に「生活意志」という概念をすえたのは篠原の意志的体育論の影響を無視しえなかったからにほかならない。前川は、国民体力の低下という問題はいわゆる肉体的条件に原因するより以前に「生活意志の低下に由来している<sup>(40)</sup>とみ、篠原のいう「身体の意志的形成」にかかわる「心構え<sup>(41)</sup>」「心」の問題を全体的にとらえ直すべきであるという。具体的には「国民体位の低下を救済する<sup>(42)</sup>ためには従来の反労働、反勤労という価値観にもとづいた「斯の如き生活意志の転換<sup>(43)</sup>」が要求されるとし次のようにいっている。

「体力の低下した抑々の原因が単に体育の不十分や衛生的施設や擁護の不十分にあるよりも、寧ろ生活意志そのものの弛緩低下にあるが故に、斯の如き病を得て初めてその處置を講ずるような対症療法にも等しい處置を講ずる以前に、先ずその根源に遡り、国民の生活意志の振作を図ることが何よりも大切なことであると思う。即ち墮落的な生活意志の刷新、享樂的な生活意欲の払拭こそは、国民体位の根本問題である。<sup>(44)</sup>

では前川のいう「生活」とはなにか。彼はそれを「生を学ぶ<sup>(45)</sup>」ことであり、(1)働くこと、(2)休息と睡眠、(3)飲食によって構成され、なかでも「働くこと」=「労作」において意志は心身的な「行」として具現されるが故に働くことが体位向上の如何を決定することになるという。

「よく生きるか、悪しき生きるか、それは体位の向上か低下かを決定する大切な鍵である。ここでいうよく生きるということは、決して富を集め、財を得て喜ぶことでなく、又享樂を求めて満足することでもない。寧ろ夫々の務として課せられたる凡ゆる労作に対して悔を残さざるように精一杯の働きをすることであるといひ度い。更に精一杯の働きをなし得たことに対し、心からの喜びを感得し得るようになることである。自らの業務となるものに対し、全我を打込んで当ることの出来る人、而も其の中に喜びを感受し得る人は、最もよく其の生を生きたいといえるのであるが、所謂心身を挙して物事に当る体の生活態度が確立したということは、確かに体位向上の第一着手に成功したことである。<sup>(47)</sup>

ここで前川がいう全我をうち込み、その喜びを感受しうる生活意志の確立とは、いうまでもなく高度国防国家体制下における東亜建設のための国家的「業務」によって補完されるのである。

彼は、「黙々として野に耕し、孜々として工場に働く生活の中にさえ、無上の喜びを感得し、健康な肉体の意識と強靱な生活力の体認をえ、而もそれらが結局は、国家建設の重大なる根基であることを識った時、胸底より沸々として湧き溢れ来る感動、感激こそ、永遠不滅の喜悦であり、なおこれ等は、自己の生活を更に護り、発展せしめんとする真実の願いに満ちたものである<sup>(48)</sup>といひ、こうした「生を真によく生きるには、働くことに己を没し、所謂『働くものなき働き』の境地に自己を置くこと<sup>(49)</sup>、これが「専心」、「一朝一事」、「一事一念」の境であり、究極としての「三味の境」であると述べている。

「生を徹底的に生き抜く為には、無我の境において働くものでなければならぬ。併し無我の境で働くには、他念なき専心によらねばならぬ。専心の行はその究極において『三味の境』である。我々が真に自己の充実を覚えるのは、自己の仕事に対して全我を没入して、三味の境にあるときにおいてである。<sup>(50)</sup>

労作を中心とした「生活意志」の延長線上に国民体位の向上の契機をえがいた前川は、そこに体

育の存在論的根拠を求めようとした。彼は「生を学ぶこと」が、すなわち体育であると次のように述べている。

「我々が考える体育は、肉体の働きがそのまま身体の働きとして現成することへの努力である。

従ってかくの如き体育の究極の目標は、身をもって学道し、身体の働きが人としての働きを現すようになることにある。それ故に抽象を破って、人としての道を身をもって体験し、観念を越えて体認し、体得するということが、みな体育の領域にもならなければならない。

併し身をもって体験し、体認し、体得することは、実は生を学ぶことに他ならなかった。何となれば、これはいずれも知の立場を越えて、それを具体化し、身学道することであるからである。かくの如く考えてくると、生を学び、生活を学ぶことの中に、体育の最も原始的な形式が認められるといわねばならぬ。<sup>51)</sup>

「身学道」を発想の軸に前川は、体育の過程を順応力——作業能力——専心——行——生命の絶対性——安心という一連の過程においてとらえ、体育の目標を具体的には(1)心身の発育を促し、作業能力を上昇させること、(2)内的、外的環境に対する順応力を高め、生の自然的律動を体験せしめることであり、終局的には「生きる為に生の充実を促し、生きる力を発展せしめること<sup>52)</sup>をあげている。

体育の目標の第一に作業能力の上昇においた前川が体育と労作を結合しようとしたことは言をまたない。彼は、労働は生産行為であり、直接的、間接的に何かを生産するという、いわば結果を問題にする。一方体育は、それに対して心身を鍛錬する手段であり、そこに根本的な相違がある。しかしながらある労働行為が一定の身体の鍛錬を結果するかぎりにおいて体育の方法手段として矛盾し、対立するものではなく、したがって体育の内容としての労働行為が考えられるべきであるという。

しかし前川のこの論理は、体育自らの自己規定の放棄と労働過程への体育の解体以外のものではなく、戦時体制下における体育の破綻をすでに理論の段階で暗示するものであったといえる。彼はこういつている。

「かくて労働、労作が今後の体育にとって無くてはならぬものとなってきたことを、確かめることができ、更に現代においては、従来のごとき『非生産的なスポーツ』をもって青年を体育することができなくなっているといわねばならない。殊に多くの働き手を満州や支那の戦場に送っているわが日本では、生産物の減少する虞が多分にあり、更には、農村労働力の不足の為に食料品にこと欠く虞が存在するのである。この時代に、青年に労働、労作を体験せしめ、働くことによって働く力と働く心とを養うことが、体育でないとしてどうしていえようか。殊にできるだけ楽をして、自分の身を労したくないという現代人の心を転換せしめ、労働的身体を形成するには、スポーツや体操をもってしては到底不十分である。青年にとって補償的な体操が必要であり、厚生のスポーツが必要であるのは、働くことを前提とするからである。従って、殆んど成長の頂点に達しては、スポーツや体操をもって体育となすと共に、スポーツにおける如く全力を傾倒して働くというように、労働することによって体育する必要が大いに必要である。

要するに、体育手段を非生産的なもののみ限ることは、凡そ現代を無視するものである。寧ろ働くこと、労働することの中に真に人生にとって必要な体育があることを忘れてはならないと思う<sup>53)</sup>

#### 「血と土」の体育

これらの前川の労作主義体育論は、「血と土」の論理に導かれた農本主義、民族主義的体育思想に

到達せざるをえない。

彼は、まず農村、農地、土地民族的生命の血に連るものがあると同時に、全体主義国家の存立の原基であるとし、次のように述べている。

「農民は土地の耕作に労働を惜しみなく使うことによって、全国民に食糧を供給するとともに、民族的生命の保持のために生命を提供し、更に民族生命の数量的躍進に対してもまた著しい貢献をなし、最後に農村は又民族の生活に欠くことのできない労働力を豊かに提供したのである。即ち『土地』と『血』との存続と発展に貢献し、生産に対しなくてはならぬ役割を演じてきたのである。(中略) 農村は内において生産の凡ての部門における労働力、即ち産業の戦士を送ったのであるが、更に又外においては国家防衛のための忠勇なる戦士を送っていることを忘れてはならぬ。確かに農村は逞しい肉体と、自然的環境に対して粘り強く働きかけた忍耐力と愛国的情熱をもって、祖国防衛の為に立つところの多くの強兵(その数約全体の七割といわれている)を送りだしているのである。

我々は、国家全体の機能における農村の位置をかくのごとくみることによって、農村存在の重大な意味を知ると共に、農民自身がかくも重要な役割を占めていることを喜び、更に農民の大いなる自重を願わねばならぬ。<sup>(54)</sup>

この農本主義のイデオロギー的性格についてはすでに触れておいたが<sup>(55)</sup>基本的には(1)昭和2年の金融恐慌と昭和4年の世界恐慌以後における農村疲弊と社会不安を「非常時局」の感覚にすりかえ、それらの矛盾を都市対農村の対立関係に矮小化し、(2)郷土主義、勤労節約主義による「農民自救主義」を唱導することによって「日本主義への回帰と純化」を強調し、かつ「天皇親政」の超国家主義もしくはファシズム体制の思想基盤を補強する一方、(3)軍部の要求である「強兵維持」を積極的に支持する、という機能を果たした<sup>(56)</sup>前川の上記のことばにはそうした農本主義のイデオロギー的性格がよくあらわれている。

この農本主義を原理に前川は、「『国民体育』は国民が行う体育であることは勿論であるが、これによって国民が真に国民にならねばならぬ。この場合先きの国民はこの国土に生を享け、この民族の血をうけついだところの者であればすべての国民の範囲に入るのであるが、『国民になる』という国民は、第一にこの自然的血と地の関係にある国民にして、而も歴史的現実のさなかであって、わが日本の大使命達成の一翼として生きんとする自覚に立つところの人間である。このような意味において、我々がいうところの国民体育は、国民がこの体育を通して真の国民になるところの体育と解したい<sup>(57)</sup>といひ、そうした国民の「心化され、靈化された身体<sup>(58)</sup>の活動力<sup>(58)</sup>は、「血を同じくし、心を同じくしている民族精神から迸り<sup>(59)</sup>ものである」といふ。

そして前川は、農耕労働によって鍛えられる耐久力や抵抗力はたんに自己の名誉や学校、同郷のためではなく、「日本の東亜建設に対して障碍となっている青少年<sup>(60)</sup>に要求される資質であり、世界平和とアジアの被圧迫民族の解放のためであるとしたのである。

「かかる強い魂こそは、本当の意味で世界平和に貢献するのである。かく考えると、オリンピック競技が世界の平和に貢献するなどというのは皮相的である。それは平和な時代におけるスポーツ外交のようなものであって、これをもって本当の意味に於ける世界平和に貢献しようとは考えられぬ。内に十分なる力を備え、その力を正義心、換言すれば皇道に即して行使するとき平和が建設されるのである。我々は、真の平和の為に、東洋の被圧迫民族の開放の為に、旺盛なる気魄と剛健なる体力、不撓不屈の精神を競技によって錬成しなければならない。<sup>(61)</sup>

ここにはアジア主義の思想原理がうかがえるが、この立場から前川は、「民族体育は、民族同胞の生活能力及び国防能力保持の要求をみたすものであり、八紘一字の大精神を実現するためになくて

はならぬものである。殊に世界の新秩序を建設するための盟主たるべきわが国の現実にとっては、その要求は特に大なるものである。

民族体育は、民族の身体の破壊的要素をなくし、国民の意志と精神の力を発展せしむべき任務もっている。民族のほこりは、力に富み、健全にして生活能力のある、訓練された身体を基にしてのみ伸展することができるのである。そしてこのような身体からのみ、わが民族の優起を信ずる心が生じてくるのである<sup>(62)</sup>と述べるとともに、血と土にもとづく民族主義体育の基盤である農村を枯渇させたのはほかならぬ自由主義社会もしくは資本主義社会であると批判し、全体主義国家思想の確立を唱導したのである。

「これまでの自由主義的社会、資本主義的社会にあっては、この農村における全体性が殆んど忘れられ、閉却され、或は否定され、只僅かに農夫としての名目を保つことのできる農地にあって、他の社会から置き去りにされようとしていたのである。(中略)然るにかくの如き過去の農民無視の社会状態を一変したのは、いうまでもなく全体主義国家思想であった。この思想は、農民に対して全体的意味を自覚せしめた。即ちこの思想は、農民が国民全体に対して如何なる関係にあったかを知らせるに重要なものであった。

農民は、国民全体の食糧を保證するところの重大使命をもつ。嘗て自由主義経済・資本主義経済の時代にあつては食糧の如きは他の原料生産国からたやすく求めることができると考えていた。しかるにいざ戦争になって、国家群と国家群とが対立し、交戦状態を呈するようになると、食糧生産地からの食糧品の輸入不可能という大問題が起つた。独逸はこのことを痛切に感じ、自国農業の独立的存在の為に労働奉仕を始め幾多の農業政策の確立を企図せざるを得なかつたのである。而して国家と農村の関係についてのこれ等の事實は国民に農業の位置を知らせるに極めて有効であつた。

農夫は、かくの如く全体的立場にあって実に偉大なる国家的行為を実現しつつある<sup>(63)</sup>と。

#### 権力への意志としての民族体育と日本スポーツ道論

農本主義的な労作主義体育論を主張してきた前川は、血と土を理念とした民族体育は「権力への意志」を顕現する体育であると述べる一方、究極的には「死狂」の作業能力の養成を目的とする日本スポーツ道を叫ぶのである。

すでに前川は、昭和9年の論文「競技に於ける意志の訓練」においてスポーツを人間の権力意志を充足する手段として規定しているが、ここではこう書いている。

すなわち前川は、「今や最高度の国防国家建設のための新政治組織にあたっては、断呼として決し、それを実行するところの人間の養成を益々必要としている。そして教育も亦青年に闘争能力を興え、この要求に適合する身体的並びに性格的素質を錬磨しなければならぬ<sup>(64)</sup>」と述べる一方、「実に我々は、この『戦い』をして民族生成、発展の父たらしめねばならないのである。いうまでもなく我が国にとって、わが民族正義の実現のための『闘争の力』が絶対に必要である<sup>(65)</sup>と闘争を民族的発展の一大契機としてみたのである。

ではこの「闘争の力」とはなにか、それは民族的生命力、言い換えれば実践力であつて「皇国民としての実践力こそは現代体育に最も要求されているものである。しかもこの実践力というのは、いわゆる身体的な原動力を基体とするところの皇国民としての行動であり、この行動は、実は国民的精神の時々刻々の発現に他ならない<sup>(66)</sup>」のであり、「従つて体育は、行動力の源泉としての身体的エネルギーの昂揚と、行動をして国民的行為たらしめるところの皇国民的精神の錬成をもつてその目的としている<sup>(67)</sup>」という。

そして前川は、闘争力、すなわち「皇国民としての実践力」は「行為的身体」の「意志的形成」によって実現されうるとしている。ここでも篠原の「体育私言」が援用されているが、この行為的身体の意志的形成とは、(1)作業に対して真剣に当ること、(2)あらゆる障碍を克服するという「敢闘の精神」を養うことにほかならず、これらの意志が戦場における「戦闘の精神」や「国防力」の基礎になるとともに「気魄」やたくましい「実践力」に連ると前川はいい、その手段に「競技」をあげたのである。

「競技は、僅かに闘争本能を理性化し、純化することによって生れ、その形式が専ら身体的、心的、精神的総体の作業に対して、一定の水準の下に優劣、高下、勝負をつけるとは云え、競技に於ては実に全我的活動を要求する。競技のもつかかる作業特質は、直ちに各人に対して高努力を要求し、人格的感情及び勝利の最高感情を目覚ます。

勝利の最高感情は人間の本性であり、而も人類一般を支配しているところの根本的傾向である。

競技は、これによって男性的に戦い、勝をもとめ、或は支配せんとする根本的傾向の表われであり、これが民族との関係において現わされるとき、征戦に於ける戦闘力にまで展開するものである。(中略)本来『権力への意志』、或は勝利の最高感情に目覚めされた競技意志は、ひたすら勝利のもつ絶対境へと自我を没入して、最高の程度まで個人的要求を発展させ、人格的活動の最高感情を自覚し、自己の技を現わす。われわれはここに到って、始めて競技と意志の陶冶に関する問題の入口にまで到達することが出来るのである。<sup>(68)</sup>

このように述べて前川は、ナチス・ドイツのイデオログであるジェンティーレのことばをさまざまに引用しながら「競技の教育的要求」は、「自己の全能力の最高表現による勝利の絶対性への帰依である<sup>(69)</sup>と説いている。

この前川の論理は、究極的には日本スポーツ道思想の唱導において完結する。彼は既述のように権力を志向する意志は競技において純粹な自己の最向表現として現象するとしたが、最終的にはその純粹表現は、競技、すなわちスポーツの日本主義化によってはじめて可能となり、かつまたそこにおいて大東亜建設圏建設への民族的生命力と融合するというのである。

ところで前川は、このスポーツ道とはスポーツにおける「日本古来の無我の境地<sup>(70)</sup>、「神に祈るような真摯なすがた<sup>(71)</sup>」の源になっている武士道に由来し、「日本人の競技や体操は、自己の優越感の満足のためのものであってはならない<sup>(72)</sup>」であり、「少くとも自己の優越感というよりか、国家の発展に寄与することを念頭から去ってはならない。競技や体操によって国力のもとを養うこと、これこそ競技人の最大関心事でなければならない。

従ってそこで養われるところの闘志も忍耐力も犠牲のころもすべては皇国民としての錬成の一途に帰一するものでなければならない<sup>(73)</sup>という。

そして彼は、「スポーツの理想は、スポーツをなすことそのことの中に見出されることよりか、却って人生をスポーツとして拡大し、そこにスポーツの美点を実現してゆくところにある。そしてこの究極は、日本人である限り『忠孝』であらねばならないのである。(中略)われわれが生きており、スポーツを楽しむのは、畏くも、陛下のお陰であり、国家のお陰であり、之を小にしては父母の恵みによってであることを強く念頭におかねばならない。従ってスポーツによって身体を錬り、心身を育成してゆくのも、君のために喜んで死ぬることの出来、親のために惜しみなく己を棄てんがためである。(中略)体育によって立つところの所以のものは、実は国家のために惜しげもなく命を捧げることができ、真に国家のために『死狂』の作業をなすことができるようにせんがために、真にわが身を愛し、わが生命を愛惜するのであるから、真に体育心を起さしめるにはこのことを惜い

て外にないといえよう<sup>74)</sup>と「忠孝」と「死狂」のための体育論に帰着させたのである。

### (3) 羽田隆雄の日本体育道思想の展開

#### 大東亜体育の理念

一方羽田隆雄は、昭和16年に「体育の理念」、昭和18年には「日本体育道」を著し、「八紘為宇」を基本理念とした大東亜新秩序建設のための日本体育道思想を鼓吹していった。羽田の日本道思想には農本主義をはじめ人的資源論、身心一如、学行一如、自他一如、時空一如、郷土主義、アジア主義等の超国家主義の思想原理が可能なかぎり動員されている。

羽田は、「大東亜新秩序の根本的理解は、八紘為宇の本義を治ねく大東亜に顕現せしめつつ萬邦をして各々の處を得しめよ、もって皇国の世界史的自主体制を確立することを根幹となすものである<sup>75)</sup>と述べ、「八紘為宇」の理念に次のような説明を加えたのである。

「八紘為宇というのは、単に哲学上の所謂普遍主義ではない。かかる理論的な普遍主義では抽象的な普遍主義に陥らざるを得ないであろう。しかしながら、反対に、それは単に一国家の内立て籠るといような個別的な全体主義でもない。かかる個別的な全体主義では現実的な生々発展性を欠いているのである。即ち、この大精神は、抽象的な普遍主義に陥らざるところの現実的な個別的な世界構造をもっている歴史的な全体主義というべきものである。一層具体的にいえば、所謂まつろわぬ国々についてはさて惜き、先ずもって、まつろう国については、その国々の性格に従って、その独立をそれぞれ承認するのである。そして必要に応じてその事情に適するような惜置をなし、或はその独立を援助し、或はその独立を確認し、しかもよくこれらを大東亜共栄圏に加え、更に大東亜広域経済圏の一員に参加せしめ、それによって十分に、それぞれの国家的活動をなさしめるといふことになる。<sup>76)</sup>

この八紘為宇の理念には、明らかに盟主たる日本が欧米帝国主義からアジア諸国を解放し、大東亜共栄圏に翼賛させるといふアジア主義がその根底に流れている。

この八紘為宇の理念から羽田は、「大東亜共栄圏を建設して、その悠久にして且つ健全なる発展に邁進することは、我が国現代の大使命であり、これは我が国肇以来の国是が具体的に発現しつつあるものである<sup>77)</sup>といひ、その観点から大東亜共栄圏の教育は、日本民族の教育と大東亜地域内諸民族の教育の二つに分けられると述べるとともに、大東亜新秩序建設のいう使命達成のための「身体的実力の保有者」の養成を全体主義体育の理念にかかげ、次のようにいっている。

「大東亜諸民族の指導的立場から、日本民族は真に他民族の指導者となり得るがためには、何よりも先ず身体的実力の保有者であることが必要である。かくておよそいかに異なった環境に活動し、いかなる異民族に対しても、又いかなる物の欠乏に直面し、いかなる精神的苦悩に出合うとしても、これに堪え、且つこれを克服し得る精神と身体とを有しなければならない。ここに身心一如の正しい体育的訓練の重要性がひそんでいるのである<sup>78)</sup>と。

そして羽田は、大東亜体育の理念ならびに方法的基調は次の諸点であるとしている。

(1) 「大東亜教育即体育の理念は、民族的なる方法的基調に結びついたものでなければならない。<sup>79)</sup>

その「民族的である」といふことは、単に民族的利己の立場に基づくものであってはならない。

それは他民族を単に他民族なるが故に排斥するようなものであってはならない。

却って根源的に人倫性を維持しているものでなければならないのである。<sup>80)</sup>

この人倫性とは、「知識と結合すると共に技術と融合するところの活動<sup>81)</sup>を意味し、同時に「技術的操作を通じて顕現せられ得るところの民族的体験に生きること<sup>82)</sup>であり、それが「大東亜

教育即体育における人倫性の獲得である。<sup>(83)</sup>

(2) 「大東亜教育即体育の理念は、勤労的なる方法的基調に結びついたものでなければならない。<sup>(84)</sup>

(3) 「大東亜教育即体育の理念は、奉公的なる方法的基調に結びついていなければならない。<sup>(85)</sup>この奉公的ということは、献身的であり、「自己の具有する全生命価値を捧げて、活動的決意に基づき行動すること」<sup>(86)</sup>である。

しかもその行動は、「決意性<sup>(87)</sup>」と「思想性<sup>(87)</sup>」を具備していなければならず、その思想性とは、いうまでもなく「大東亜新秩序建設の大道に生きるという奉公的精神の顕現<sup>(88)</sup>」である。

そして羽田は、大東亜教育と同様「大東亜教育における体育の問題は、この大東亜新秩序建設の基本理念を中心としながら、大東亜地域の諸民族の指導上と、大東亜地域内在日本人体育と、内地日本人教育即体育の、それぞれの上に顕現せられなければならない<sup>(89)</sup>」と述べるとともに、これらの理念から従来を指弾していった。

すなわち「大体今までの教育では、皇国の道の教育としての体育というところについては、未だ十分自覚が出来ていなかったということ、知育と体育と徳育ということの一体性については、未だ十分自覚せられていなかったということ、自由主義的傾向が非常に強くて、未だ鍛錬中心的教育でなかったということ、体位向上が叫ばれても更に国家奉仕目的の体育ということが十分認識されていなかったということに気がついて来た。そうして社会的体育施設についても、色々これらの方面において研究しなければならないということに、気がついて来たと言われ得るのである。<sup>(90)</sup>

より具体的には次の点を指摘したのである。

#### 1. 教育理論の再検討と体育の問題。

従来の教育は、国民精神の神随に関して十分考慮が払われておらず、外国の模倣に終始し、「我が国の歴史的伝統に立った現実的教育というものが十分自覚出来ていなかった。<sup>(91)</sup>

2. 三育主義支配的で、しかもその三育を統一することがなかった。言い換えれば「教化と感情と道義というようなものの一体化を欠くような議論では、十分に教育の意義を徹底せしめることが出来ない。<sup>(92)</sup>

3. 従来の教育は、自由主義的であり、興味本位の教育となり、個別主義教育が集团的、団体的な訓練を怠ってきた。

4. 国民体位の向上と国家奉仕という関係を確固として把握すること。

5. 国民体位の向上と社会教育の関係を樹立し、社会教育目標の系統、関連、組織、実施方法を検討すること。

#### 大東亜体育の目的

八紘為宇を理念とし、大東亜新秩序建設のために他民族に対する指導的な「身体的実力の保有者」の養成を叫び、その方法的理念を民族的、人倫性、勤労的、奉公的なるもの等に求める一方、従来の教育ならびに体育を批判した羽田は、大東亜の体育の目的を具体的にどう設定したのか。

その目的のまえに羽田は、体育の概念をこう規定したのである。

「体育とは、本来行動的環境に於ける身心一体の活動を通じて、各個人の肉体的諸機関を鍛錬することが即ち其の意志を錬磨するものであることに基づき、身体的に強健であって主体的に技術の堪能なる人間の實力を充実せしめる為に、個別的乃至集团的、伝統的乃至国際的、遊戯的乃至勤労的なる各種の運動作業を組織的且つ系統的に実施し、以って国民体位の向上を図り、献身的に国家に奉仕するの實踐的信念を啓培するところの表現理会的なる教育の一部面であって、正に師と弟子



との自覚的結合における生命的交渉なる共同的向上そのものでなければならない。<sup>[93]</sup>

羽田はこの体育の概念から次の四つの体育目的を演繹している。

その第一は、「人的資源の培養、強化に努め、これに教育的重点をおき、真の体育を根幹とする大東亜精神の教育を刷新振興し、特に学校並に社会における体育の振興方策を確立しなければならない。特に青少年学徒たる国民階層を中核において、これをあくまで尊重愛護することによって、現在及び将来の国民一般の増強を図らなければならない。<sup>[94]</sup>それによって「現在及び将来に互って大東亜地域における指導力を確保し得る、不撓不屈の精神と剛強壯健なる体軀——鉄の如き意志と巖の如き体軀——とを有する皇国民の錬成に努める<sup>[95]</sup>」ことである。

第二に、この理念なり目的を実現する具体的目標として(1)「邦家当面の急に応ずると共に国家永遠の発展を期する方策を樹立すべき<sup>[96]</sup>」であり、(2)「体力及び資質において将来他民族を凌駕することを必要とする。<sup>[97]</sup>(3)高度国防国家における国防力の増強に即応した資質を準備すること。(4)大東亜諸民族に対する指導力の確保。別のことばでいえば「極寒極熱の地における活動にも堪え得る実力<sup>[98]</sup>を養成すること。(5)「男子に対して優秀なることを要求する<sup>[99]</sup>」のみならず、「特に女子においても精神的並に身体的に壮健ならしめる<sup>[100]</sup>」こと。

第三に、その根本的な基調は「あくまでも徹底したる民族的、勤労的、奉公的なる精神<sup>[101]</sup>」ということであり、「いかなる時處にあつても、皇国の道の発現としての本質<sup>[102]</sup>」を具備していなければならない。そのためには「一、皇国無窮の発達のためには、青少年学徒の階層が、量においても質においても我が国民の中核をなす階層であることを明認することを必要とする。青少年学徒は、誠に一国消長の根本であると言われ得るであろう。二、個人を基調とする世界観を排し、家と国とを基礎とし、民族精神に一貫したる世界観の確立、徹底を期しなければならない。三、我が国民が大東亜諸地域の各民族の指導者たるの確信と責務とを自覚し、これに伴う気持と実力とを養うことに務めなければならない。最後に、四、体育指導者の量的並に質的向上について飛躍的發展を期するがため、これに全努力を加えなければならないのである。<sup>[103]</sup>

そして五として「大東亜体育運動の刷新に関する主要なる内容<sup>[104]</sup>」に(1)体育運動の刷新、振興を図ること。目標、方法、教材の刷新。(2)武道、教練、体育訓練の拡充強化。(3)国民の衛生、養護の刷新充実をあげるとともに、次のような方法的課題を提示したのである。

「知徳体一致の原則に立脚して、教学一体、文武一如の根本を確立し、学行一如の理想の下に、師と弟子とが俱行俱進するという本義に則り、学校は、教師と生徒との、社会は先達と後進との同胞同呂の精神に依存し、真に徹底したる職域奉公の臣道実践に向って、生涯修業の大道に立ち——もって皇運扶翼の実蹟をあげなければならないであろう。二、かかる教育即体育の基本的な原理の実施と共に、体育の各部面に互って各種の調査、統計等の研究資料を整備し、体育国策の方針及びそれに基く企画立案の根本的依據を求めることが必要である。而してこれがためには、三、調査、研究並に指導に当る機関を必要とし、学校体育と社会体育、学校体育と社会体育と軍隊体育と連関、その外、国民体育全般における制度的、組織的方面の総合、統一化をなすことを必要とするのである。<sup>[105]</sup>

#### 内外一如の身体

既述のような羽田の体育理念は、どのような身体観のうえに成立しているのか。彼は、「身体」と「肉体」とは明確に区別しておくべきこと、また身体の把握のしかたによって体育の理論的相違が明らかにされると述べる一方、その身体観には二つの立場が存在するという。すなわち第一は、身体

を自然界の一事物もしくは一形態としてみる「外面的考察」の立場であり、その第二は、身体を生活体あるいは「全機」としてみようとする「内面的考察」の立場である。

この二つの立場に関して羽田は、「一方に私の身体は、私の精神的活動の支持者であると共に、他方に於て此の身体は、単に身体現象として外面的に考察せられるだけのもの以上に、内面的な深度を有ったものから現に働いているところのものとの顕現相であると考えなければならないであろう<sup>96)</sup>」といい、また「我が国に於て、身体を自己の体験から、精神的主体としての身体と、其の顕現相としての身体的現象としての内的統一として、体育の理論的考察を試みられた——而して其の影響は可成り大なるものがあるが——篠原博士の『体育私言』は、言う迄もなく吾々に於ても亦十分に其の価値を認め、其の本質的意義に就いて其の内容を徹底的に捕足して置かなければならないのである<sup>97)</sup>と述べて主観的な身体観の意義を説いているが、羽田は、基本的には身体を外面的考察と内面的考察との統一においてとらえるべきであるとする。

すなわち「身体を内外一如のものの立場から考えることに到達しなければならないのである。而して我々は、此の内外一如なる統一としての身体の意義を、単に身体的外的側面からの考察から内面的側面からの考察への転換としてのみ考えないで、更に之を一步進めて外面的考察と内面的考察とが正に一体であるべきもの其のものから考察する立場に復帰しなければならないであろう。吾々が、此處に体育の基礎的理論の再構成を試みんとするのは、正にかかる内外一如の立場、或は立場以上の内外一如という絶対的立場其のものに、其の中核を置くべきことから出発しなければならないのである。内外一如という絶対的立場から身体を考察するということは、既に身体を単に外面的に考察することから、内面的に考察することに向って進まなければならないという要求の中に十分示されている<sup>98)</sup>と。

そして羽田は、内外一如に立った体育の理論化のためには(1)身心一如、(2)時空一如、(3)自他一如の座標軸をもつべきであると述べ、その根拠は、「世界が創造するところの形成面の中核ともいうべきものを主体であると考えていく限りは、その世界が創造するところの環境面の第一周辺というべきものが、環境的な生体としての身体<sup>99)</sup>であり、しかもこの身体は、「行動的環境」においてはじめてその意味を見出し、さらにまたこの行動的環境は歴史的、社会的であるが故に身体も「歴史的身体」として規定されうるといい、身体を現実的、歴史的、時間的、空間的、環境的な存在においてとらえたのである。

こうして羽田は、内外一如、身心一如を「社会的、歴史的に同時に働らくそのもの<sup>100)</sup>の在り様としてみ、その身体性の世界が「我が国の体育の理念を根本的に捉える上から、最も大きな根源的な問題<sup>101)</sup>であると認識し、このことを羽田は、体育的活動と芸術的活動を対比させこう書いている。

すなわち、芸術家は、自分の作品で自己を表現し、その作品から教えられるが、「表現、発動それから復帰、理會という現出と還帰して、流動的に動いているものが、生きた働きそのものである。(中略)主体と身体との製作活動は、表現的な発展的顕現運動とその内容的なるものの理會的な復帰運動という二重の運動をしている。即ち、この運動の裡において、吾々の精神的活動の広い部面を捉えたものが、固、こういう構造をもっているといい得るのである。<sup>102)</sup>これに対して「体育的運動、或は活動というのは、この肉体を道具にして、こういう顕現即復帰運動することなのである。肉体を道具として、その肉体を通して、主体が意志をその内に含んだところの身体的な製作品をそこへ出すというのが、体育的運動、或は活動である。そしてその体育的運動は、主体の活動として、それ自体が客観的なものであり、そのかぎりにおいて主体から離れて終う。そしてかく離れてしまうと同時に、そこに次ぎの運動の反省材料として、吾々に又色々のものを逆に教えてくれるという構

造のものである。<sup>13)</sup>

この「顕現即復帰運動」の状態が、別の表現をすればすなわち身心一如、自他一如、時空一如ということであり、そうした場が体育であると同時に身体なるものが社会的、歴史的存在であるという理由から社会的、歴史的な場が「体育的活動の場所」<sup>14)</sup>であると羽田はいうのである。

この身心一如論から羽田は、体育を「身体と精神との一如的な結合活動でこれを通じて肉体的鍛錬と意志の錬磨とを行うことによって、身体の強健化を図るのであって、主体的に人間の実力を充実するための教育」<sup>15)</sup>であると再規定するとともに、「主として身心一体の活発な運動を実施せしめることによって、強健にして堪能なる人間を育成し、もって献身奉公の実践力を形成せしむるが如き、国民教育の一部面」<sup>16)</sup>であるという。そして体育の目的は、「心身一如の色々な活動、時空一如の色々な活動、自他一如の色々な活動ということ、真剣に体育を通して把握すること」<sup>17)</sup>であり、「このことを徹底的に自覚することは、同時に又国家奉仕目的というものと確実に結び付いて来る」<sup>18)</sup>と述べている。

この羽田のことばから推察されるように、仕育活動の場である社会的、歴史的場とは、国家奉仕を目的とする献身奉公の実践を内実としたものであった。羽田にいわせれば国家奉仕目的とは、国防目的と産業目的にほかならず、「体育は、今日このような国家奉仕を自覚したものとして、その二つのものを確保することによって、はじめて考えることが出来るものである」<sup>19)</sup>という。

#### 死生と体育

身心一如論を根幹とする羽田のファシズム体育論は、死生と体育の問題へと展開する。

羽田は、教育とは「教師と生徒とが自覚的な結合関係を維持し、お互いに生命的に交渉して、同時に共同的に向上するところの道」<sup>20)</sup>であるとし、この「教師と生徒との生命的交渉」<sup>21)</sup>という特殊な関係から「生命とはなにか」、「死とはなにか」という人間の根源にかかわる問題が派生するという。

では死とはなにか。彼は、死とは「吾々が生きている世界において、言い換えれば吾々が広い意味でお互いに話し合っているという、この表現の世界において、かかる表現を全く除去し、断絶した」<sup>22)</sup>世界であり、「話合のない絶対無言の領域」<sup>23)</sup>であるととらえたのである。

そして「私が絶対に自分の欲望を喪って独りになり、完全に無言になったときに私の死の領域」<sup>24)</sup>になるのであり、したがって「教育とはこういう独の領域にあるもの」<sup>25)</sup>ではなく、「話合の生きた世界にある」<sup>26)</sup>領域であるが、「その生きている世界は、実はその深いところに独というものを内に含んでいなければならないのであって、かく死をその内に含みながら生きることによって、はじめて生きたもの同志の交渉になるのである」<sup>27)</sup>という。

また羽田は、「真に自己が物にぶつかって、自己に還った物が更にもぶつかって行くことが身心脱落、脱落身心の生き姿」<sup>28)</sup>そのものであって、「かく考えて、吾々が真に物にぶつかって還って来る、そのことが無に向って来ることである、——これが真に生きることであって、生きた教育は、真に師が弟子にぶつかって行くと共に、かくぶつかって又師に還って来るということであり、それが教育の絶対的第三者においてあることであり、かくあるということが同時に、絶対的第三者がかくおいてあるものに来ることである」<sup>29)</sup>という。

羽田は、このいわゆる身心脱落、脱落身心の世は言い換えれば「結局死を始元としてこれに直面しながら却って生を深めて行くという人間の生活態」<sup>30)</sup>である武士道の世界と一脈相通ずるものであって、「死を内に含んだ生命と生命とのぶつかり合い、かかることによって教師と生徒とが真に教育的な姿において触れ合い得るのである。それを吾々は、絶対的独absolute Einsamkeitを内に含んだ

死への存在 Sein zur Tode が生への意志 Wille zum Leben である<sup>131)</sup>とっており、教育とは「生と死との一如しているところの自己消滅即自己形成<sup>132)</sup>であるとしたのである。こうした死生観から羽田は、体育に引き寄せ、「体育は、死をその内に含んでいる生命をもったところの指導者が、真に身体を統御し得るような主体として力強く動くこととかかる生きた動きによって被教育者を指導すること、これが体育の根本的な考え方<sup>133)</sup>であるという。

いうまでもなく羽田は、大東亜新秩序に際して「政治的人間」としての死を是認し、かつ要求したというべきであろう。例えば彼は、「我が国民の世界史的自覚」として次のように述べている。

「元来、今日の我が国民は、現代における我が国家の世界史的自覚時代における、世界史的創造的發展の創造的要素であると言わなければならない。而してかくの如き世界史的発展の要素であるという意味で我が国民は、まさしくポリス Polis 的な人間である。即ち我が国民は、各々が政治的な人間であるというべきものである。(中略)国民の一人の行動が国家的、歴史的現実の全体に組み入れられてその意味を有し、それがおよそ国民的な行動として意味のあることが認められるのは、それが現下の民族的なる歴史的現実の瞬間々々に生きているからである。元来、国民の行動がかかる民族的なる歴史的現実の瞬間化においてあり、すべてがそれにおいて又それに向って、更にそれから出て来るということに、吾々がおおよそポリス的人間であるということの意味が存していなければならない。(中略)政治的人間ということ、今日かくの如き意味においてポリス的人間であるとすれば、吾々は、まさに歴史的な現実即して全体的なる活動体系に組み入れられたものでなければならないのである。<sup>134)</sup>

#### 顕現即復帰運動と堪能

既に触れておいたように羽田は、芸術との関連において体育を肉体を手段とした顕現即復帰運動という概念においてとらえたが、彼はその復帰運動の過程に技術的、堪能の意味が存在するといひ、次のように記述している。

「かかる体育的、技術的表現の顕現様相は、翻って体育的、技術的理会の還帰様相として、更に新たな顕現様相への活動的要請を有たなければならないのであって、之は恰も芸術作品の一つの完成が次ぎの新たな芸術作品への再要請として再顕現的活動に移行せしめなければならないことと同然であると言わなければならないのである。

而して体育的、技術的製作品が、夫自身一つの独立的なる製作的意味を有ち、夫が其の限りに於て批判せられ、又理会せられる意味も亦自から此處から明にせられ得るのでなければならないのである。体育的な技術的表現の堪能に於ては、夫が一人体育的な技術的理会其のものであり、夫が夫々全生命的なる道得としての意味を有って来なければならないことは勿論、又夫々の技術的製作が其の都度主体の全機能的客観化である限りに於て、其の表現様相其のものであるのみならず、更に其の表現態其のものは主体的性格を育ち、且つ其の活動其のものが人格的独自性を有たなければならない所以でなければならないのである。而して言う迄もなく、体育的技術が主体と身体との関連に於て環境的存在であることは、此の場合に在っても、決して忘却すべからざることなのである。<sup>135)</sup>

そして羽田は、堪能を「目的と方法とが内的関連を有し、而してかかる内的関連に依り、身体的なる諸機関が最も適当なる方法を選択して特定の目的の実現を可能ならしめるべき過程<sup>136)</sup>であると規定し、体育における「技術の堪能化に於ける活動の様相<sup>137)</sup>は、いわゆる工業的技術とは明らかに異り、「体育技術は、一つには其の目的関係が身体の錬磨育成を主たる目的として居り、二つには其の自然的因果関係の中に於て主体的実力を発揮することに教育的處理があり、而して三つには此の

両者の条件的結合関係も単なる外的結合の関係ではなく、主体と身体と環境との一体性に於ける結合的關係を主眼として行われるもの<sup>〔39〕</sup>であるという。

この観点から羽田は、技術＝堪能を「主体的実力」、また健康＝強健を「身体的実力」なる概念をもって言い表わし、(1)真の健康獲得によって強健なる身体性を現成せしめること、すなわち「身体的実力の錬成」と(2)真の技術の獲得によって堪能なる身体性を実現すること。別のことばでいえば「主体的実力を達成すること<sup>〔39〕</sup>が体育の目的となってくると述べると同時に、これらの目的は、「体育の身学的目的<sup>〔40〕</sup>であるともいえ、それは「道元の所謂身を以て学び、心を以て学ぶという身心学道<sup>〔41〕</sup>の精神に通ずる<sup>〔41〕</sup>ものである」といっている。

羽田が描きだした技術＝堪能の主観性の世界は、それだけを抽出するかぎりでは一概に否定することはできない。しかし彼の論理がもつファシズム的性格は、それがいとも容易に国家目的との結合に短絡する点にある。羽田は、上記の身学的目的と国家目的とが癒着すべきことをこう説いている。

「吾々は、既に述べたるが如き体育の身学的目的に於ける根源の様相の実践の様相に就いて、更に之が現実的となるところの実際的<sup>〔42〕</sup>目的に結合する所以のものを明かに考えて置かなければならぬのである。而して此の目的を吾々は、此處に国家奉仕目的として標示することが出来るのでなければならぬ。体育の理論的見解に立つところの身学的目的は、此の国家奉仕目的に於て其の環境の様相の現実態を獲得するの<sup>〔42〕</sup>のでなければならぬのであって、国家奉仕目的の現実の様相が直ちに体育に於ける根源様相としての身学的目的に合しているの<sup>〔42〕</sup>のでなければならぬのである。一言にして体育の身学的目的は、国家奉仕目的の基底であり、国家奉仕目的は、身学的目的の発現でなければならぬのである。<sup>〔42〕</sup>

この立場から羽田は、従来の体育を個人主義的であるとして次のように批判したのである。

「体育が国防的目的を有するという意味で国家奉仕的目的を有するということには、新たなる目的的要素が自覚せられていなければならないのである。即ち、従来、体育の目的は心身の鍛錬にあると言っても、若し其の意味が各個人の能力を最高度に発揮して他人に優越する<sup>〔43〕</sup>の行為であるということに存しているならば、夫は個人主義なる考え方であると言わなければならないのである。

(中略)かくの如き考え方は、言う迄もなく理想主義的であると言えば誠に正当であるが如くに響くのであるが、かかる理想主義は、抽象的なる理想主義であって、言わば高度に発展せしめられたる個人主義であり、根源的なる意味においては寧ろ利己主義であると言すべきものであって、之は此處に国家奉仕目的ということから排撃せられなければならないものである。<sup>〔43〕</sup>

このことは羽田は個性を全面的に拒否したことを意味するのではない。ただ彼には「民族的個性」のみが許されるのである。羽田は、「国民的、民族的文化の生命の中に躍動しているところの民族的個性こそ教育の民族的、歴史的個性を根柢をなすものであり、従って体育の内容的考慮の下に於ける民族的歴史性の根柢でなければならないであろう。即ち、大和魂と言われ、神州の生氣と言われているものは、此の民族的、歴史的個性に基づく国民精神の神髄に外ならないのである<sup>〔44〕</sup>と述べるとともに、それは民族や国家目的のなかに自己を発見することであるとしたのである。

「元来、体育の目的は自己完成から進んで社会人としての人間性の獲得に向って働いて行くことに認められなければならないものである。而も、体育を通してのかくの如き人間性の獲得は、民族の中に於て自己を見、更に国家目的の中に於て自己を見出すことに向っていなければならないのである。此處に体育の国防目的が、現実的な国民精神の獲得充実と国防国家の発展昂揚とに於て達成せられなければならない所以である。<sup>〔44〕</sup>

### 労作と体育

一方羽田は、体育の目的の一つである産業目的の観点から技術＝堪能は「労作」において最もよく顕現されるといい、労作、勤労の体育意義を主張している。

羽田は、身心結合の積極的形態として「挙動、遊戯、作業、勤労」を、またその消極的形態として「静止、享楽、休息、保養」<sup>46)</sup>の順をあげ、その最も価値ある形態は勤労であるということ。「極力反省することによって、吾々の東洋的な精神というものが、或は吾々日本人の心に初めて満足出来るような身心結合に関する理論が、成り立って来るであろう」<sup>47)</sup>と労作主義教育ならびに体育を唱導したのである。羽田は、労作主義教育の理念には従来の個別的な教育形態から集団的な教育形態、さらには勤労報国体制への強化という軌道修正への要求が含まれていると指摘し、かつその理念をこう規定したのである。

すなわち集団労作主義の教育理念は、「勤勞的な教育作業実存」<sup>48)</sup>であり、それは「およそ集団的な作業を実施し、勤勞的な主体的実力というものを人格的に内在化して、それを实际的に具体化せしめて行くということが、教育的実存の実践性のありのままの姿でなければならないのである。即ち、勤勞愛好の精神によって、所謂汗を流すことの尊さを通して、不撓不屈の意志力をもった精神を養うことに主眼をおかなければならないのである」<sup>49)</sup>とする。

そして羽田は、この労作とは道元が「正法眼藏」のなかでいっている「行持道環」に相通じ、「修行を真に持続する」<sup>50)</sup>ことが「行持」であり、「道環」とは「即ち、吾々が広義の労作社会において、即ち行持を通して、相互に結び付く」<sup>51)</sup>ことを意味し、「吾々の身心一如の人格的表現が集団性を維持しながら、これによって、ものにおつかって行くところの第一に認められるもの」<sup>52)</sup>であると述べる一方、この境地は、土を対象とすることによってはじめて象徴的に表現されるとし次のようにいっている。

「学校における共同的作業の実施のみならず、学校外における公共的作業の実施、更に今日食糧飼料等の増進とか、その他国策的作業に従事する場合に、いかに土というものに関係が深いかということは見易い事であろう。かく集団的勤勞作業が勤勞を通じて国土愛を強調し、更に報国精神に生き、由ってもって素朴な雄健と生命と清明な、潤達な精神を養うということは、殊にその作業に入り込んで行く hinein—haltenして行く对象的性格が土というものに結び付いているということによって充たされ得るのである」<sup>53)</sup>と。

またしかもこの土は、「郷土」と結びついており、したがって「郷土ということが特に現前することによって勤勞集団作業の具体的性格」<sup>54)</sup>があらわになり、「吾々は、郷土認識と郷土感情との一体となった郷土創造において生きて行かなければならない」<sup>55)</sup>と農本主義、郷土主義を強調し、かつ集団勤勞作業の意義を皇国民錬成の観点からこう説いたのである。

「第一の、師弟同行による具体的実践ということは集団勤勞作業の現実的な方法であると言い得るのである。第二の、勤勞による団体的訓練ということは集団勤勞作業の根源的な形態であると言い得るのである。第三に、これらのことを通して身心の鍛練によって皇国民を錬成するということは集団的勤勞作業の実質的な目的である」<sup>56)</sup>

それではこの集団勤勞作業の体育的意味はなになのか。この点について羽田は、それは身心一如の態様、具体的には運動祭典や演練祭典などにおいて発現する身体的実力を「その根本的な全動的発現の態度において養うことによって、そして、その内に含まれる意志を通して真の健康の強健化ということを維持、遂行して行くことに存する」<sup>57)</sup>のであり、「従ってこれを集団勤勞作業について考えれば、その根本的な趣旨からいって身心を鍛練し、これによって旺盛な人間活動力を養うことに

主眼をおかなければならないのである<sup>(158)</sup>という。

こうして羽田は、最終的には集団勤労作業の国家的、歴史的、そして民族的意義を叫ぶ。

つまり「集団勤労作業は、国家奉仕目的の自覚に基づき、実践的勤労愛好の精神を尊重して、集団的統制の下に、団体的訓練を達成し、以って身心一如の鍛練を行わんとするものである。(中略)郷土即国家、換言すれば郷土の自覚的体験が即ち国土及び国史における歴史的現実の達成し得るものであるという見地に基づき、郷土に奉仕することを通して国家に奉仕するという意志を達成することが、集団勤労作業の教育的意義であることが、集団勤労作業の教育的意義であることが認められる。<sup>(159)</sup>

### 絶対的無と体育学

最後に羽田は、「絶対的無」に立脚した体育学の建設を叫ぶのである。

羽田は、まず「体育学を夫が存在する全体的形態の根本的な性格に基づいて、之を夫々の型として捕えて行く立場から明らかにして、体育の根源現実的な形態を一層建設的な意味において明らかにしておかなければならない<sup>(160)</sup>と述べ、「体育学の根本的な型」として次の四つをあげた。

すなわち(1)技術の型に属するもの～自然的態度による研究、(2)文化的内容を重視する型～文化的内容の価値づけ、(3)社会的、歴史的な型～社会的、歴史的な研究、(4)魂の救済を主とする型～体育の宗教的意味づけ、である。

そしてさらに羽田は、「体育学は其の根本的な体型から、無の型と有の型との二つに分つことが出来る。無の型の体育学に於ては、東洋的な無の体系が根本に在って、体育を哲学することが深化せられ、夫が発展整理せられて行かなければならない。絶対無の場所の思想は、かかる哲学と体育学との関係であると言うよりも、哲学することと体育することとの一致を教えているのでなければならぬ<sup>(161)</sup>と述べるとともに、西田幾太郎の絶対無の哲学を原理とした体育は次のような立場に立つべきであるとする。

- (1) 「絶対に死して生きる現実の世界」に立つことによって「絶対無の世界の自覚的限定としての体育<sup>(162)</sup>が明らかにされる。
- (2) 社会的、歴史的な「民族乃至国家的使命」にもとづいた理念が確立されるべきである。換言すれば、「体育の根源現実的な国家奉仕の理念が捉らまえられなければならないのである。<sup>(163)</sup>
- (3) 「現在を出発点とし、絶対無に於て生きる無目的の体育が明かにせられなければならない。之は明かに体育における身の教育即身学道が本来自目的であり、修と證とが一本であるべきことを意味しているものでなければならないのである。<sup>(164)</sup>
- (4) 「体育の根源愛が、単に人間中心的な愛ではなく、寧ろかかる愛が深く宗教的な神の愛に基づくものであることを認めて行くが如きものでなければならないのである。而して根源愛は純粹行と合一して、体育の出発点、方法、到達点は固より、根本的な基底のものでなければならないのである。<sup>(165)</sup>

そして羽田は、これらの立場を総合して「絶対に死して絶対に生きる覚士が、体育を身を以て哲学することに合一し、忠孝一体の国民的信念の情的な深さが体育を身を以て哲学することに合一し、日々の行持を報謝の正道とし、且つ万人の実帰として生きることが体育を身を以て哲学することに合一し、更に分度に安住し、職業に精神することが体育を身を以て哲学することに合一し、自己を真に愛惜し、他己を真に愛惜して行くことが、体育を身を以て哲学することに合一しなければならない<sup>(166)</sup>と述べているが、彼のいう「体育を身を以て哲学する」ことの内実は、ほ

かならぬ八紘一字の精神を自覚し、東亜新秩序の建設のために皇国民として民族主義体育を実践することを意味した。羽田は、例えばこういつている。

「我が国の如きは、民族全体が即ち種族的共同体であり、言語共同体であり、更に文化共同体であり、而も、民族の誰人もが、強い歴史的信念に生き、皇室を宗家として仰ぎ奉り、大和民族の渾然たる発展を期して来たのであって、而して今日八紘一字の建国の大精神に自覚して、外に著々東亜新秩序の建設の大業に邁進しつつあるのであり、内に益々皇室を中心とし、大政翼賛の臣民道の実践に努力しつつあるのであり、かかる発展的な民族の理想的なる国家に在っては、教育的には最も恵まれたる幸福なる運命にあると言わなければならないであろう。かくの如く、凡そ運命共同社会としても、統一国家としても、更に精神共同社会としても、我が国はすべて一貫したる現実的形態を有っているのであって、民族の理念が即ち国家の理念であり、之が同時に教育の理念であり、統一原理となっているのである。現代の我が日本民族の活動が世界史の事業であり、我が国民の何れもが此の歴史的現実の於て世界的地位と使命とに繋がっていることを深く自覚しなければならない所以が此處に存しているのである。我が国現時の歴史的瞬間に於ける未曾有の民族的発展と其の一大建設的意気とは、根源的に我が大和民族の八紘一字の一大理想の実現を為さんとする要求から、必然的に湧出したるところの真実の国民的、集团的自覚に立脚するものとして、根本的に明らかにせられなければならないのである。<sup>167)</sup>

この認識のうえにたつて羽田は、究極的には侵略戦争を「世界史的意義」をもつ「聖戦」として正当化し、合理化するのである。

「今次の聖戦は、実に我が国の伝統に生きるところの民族的、歴史的瞬間に於ける一大活動であり、同時に世界的意義を有する国民的発展であると言わなければならない。戦争は、国民のあらゆる部面を根本的に動揺せしめ、国民各個を幾多の危機的場面に直進せしめているのであるが、之と同時に国民のあらゆる層秩序に於て根源的に之を結合せしめ、国民をして現実的な危機的現象を克服せざるを得ざらしめている。此處に生きた国民の錬成が見出され、国民教育の一大課題があると言わなければならない。而して教育の現実態は、正にかくの如き国民的錬成の課題に於て、其の民族的、歴史的発展として充実せしめなければならないのであって、教育の理論は、真にかくの如き歴史的、瞬間的な構造を根源的に把握するものでなければならないのである。<sup>168)</sup>

#### (4) 大谷、武田、三橋の日本主義スポーツ論

平沼、前川、羽田等を中心として日本主義体育論、言い換えれば日本体育道思想の主張のほかは大谷武一「スポーツに日本的性格を興えよ<sup>169)</sup> (昭和17年)、末弘巖太郎「国防と体育」(昭和17年)、武田誠吾「思想戦と体育文化(米英ユダヤのスポーツ謀略)」(昭和18年)、今泉孝太郎「体育の新理念<sup>170)</sup> (昭和18年)などが見受けられるが、それらは一括して排外主義的な日本主義スポーツ論か、もしくは体育論である。

大谷武一の場合、彼は先の論文のなかでスポーツが個人主義、自由主義の産物であるがためにその日本主義化が必然であると次のようにいつている。

「周知の如く、在来の運動部の中心体をなすスポーツは、この大部分が米英から輸入されたものであり、随ってスポーツそのものには自由主義、個人主義に依據をおいた享楽思想が深く滲透して、それをスポーツから駆逐することは、中々容易のことでは無い上に、スポーツの指導的位置に立つ人々は、是等の思想の影響を最も多く受けている人々である以上、その殻から抜け切ることは一層の困難が伴う」のである。つまり「是等球技は、自由主義、個人主義の本場に育ち、専ら娯



樂的欲求を充さんがための見地から工夫され、加工されて来たものであって、その後我が国に輸入されてからも、更にそれに輪をかけて一層騒々しい球技となった事実は否めないところであるとして、今は是等が鍛錬部の錬成種目として学徒錬成の目的に適用される以上は、当然その態度も改められなければならぬわけで、従来我が国で身心鍛錬を目的として行われていたもの、例えば武道を行ずる態度などと同様の態度で行われなければならぬことは云うまでもない。これを一層端的に表現すれば、球技も黙って行わねばならぬということである。即ち球技の際には無駄口をたたかないで、真面目に行ずることが要求されるのである。」

そして大谷は、「外来競技に関する術語、用語に就いても再吟味の必要を痛感する。熟語、用語などの内容で適当な訳語が無いとか、既に日本語になり切っているような種類のものは兎に角として、日本語でよんだ方が、一層わかり易いようなものを外国語まがいの談を用いてよぶ如きは断然改められなければならぬ<sup>(77)</sup>」とっている。これがかつてのオピニオン・リーダーとしての大谷の日本主義スポーツ論であった。

一方武田誠吾は、上記の論稿<sup>(172)</sup>のなかで高度国防国家体制における「思想戦の戦略的見地」からスポーツを「米英ユダヤの戦略スポーツ」として排撃し、「大東亜の体育文化確立」をあたかも絶叫のごとく叫んだのである。

彼は、大東亜戦争は「米英撃滅と同時に、アジアをアジアに、日本を日本に、復帰せしめるための戦い」であるとアジア主義の観点から規定し、その戦争は国家総力戦であるがために武力戦とともにいわゆる思想戦が重大であり、「高度国防国家体制は、軍事的と思想的の両面より確立されねばならず」、「思想的の高度国防国家体制とは国民のすべての思想力を一元的に一結集することである。日本の思想的の高度国防国家体制とは忠孝を基幹とする純正日本精神をもって全国民が日常生活を営むことを言うのである。我々日本人のすべてが日本的の生活に徹したときにはじめて、日本の思想の高度国防国家が確立されたと言い得るのである」という。

そして武田は、「決戦下に於ける我々の思想戦」とは、「国民の政治、思想、経済、文化、宗教、教育、体育、学術等のあらゆる日常生活に於て日本的ならざるものとの目に見えない姿なき戦い」であり、「我々の物的、心的国民生活から米英の敵性要素（非日本的なもの）を徹底的に駆逐して純正な日本の生活をするのである。換言すれば、日本人の公私両面の日常生活から敵米英の第五列的生活要素を追放することである」という。

武田は、「外来要素と言うものは、明治の開国以来、今日まで約七十余年の長い間に外来文化として我々日本人の生活に無意識の中に入ってきた。ことに大正八、九年の前世界大戦以来、外来思想や外来文化の日本侵入は全く洪水の如く殺到した」が、それらの外来思想や文化に対して日本人はあたかも「狂的」に摂取しようとし、「そうした日本人の無批判な文化摂取の態度が後になって日本人の思想生活に於ける無政府状態を出現し、帝都の繁華街銀座をしてアメリカ文化の出店の如き感を抱かしめるに至った」という。

さらに彼は、それらの外来文化は、「世界制覇の野望」をもつ米英ユダヤの対日謀略の一環であり、3S文化政策がそれにあたり、スポーツもその一つであるとして次のように批判した。

「米英ユダヤの対日謀略には各種各様のものがあつたが、特に此處に取りあげたいのは、スポーツによる謀略である。当時の日本では此のスポーツと言う言葉を体育と訳していた様であるが、スポーツは日本語の体育の如き内容のある上品なものではないのである。米英ユダヤの言うスポーツとは日本語で言えば遊びにすぎないものである。

従がって、日本の体育に見る如き精神的錬成とも言うべき教育的要素を含んでいないのである。

スポーツを体育であるかの如く思い込んだ處に日本人の大きな誤ちが既に存在していたのである。同時にスポーツを体育と思わしめた處に米英ユダヤの略の巧妙性があった。(中略)米英ユダヤは謀略的なスポーツを日本に流行させることによりて、日本の将来を背負うべき若き男女の精神生活を破壊せんとしたのである。米英ユダヤの謀略的スポーツは、スポーツを興味本位なものにしようとする處に特性があるのである。即ち如何なるスポーツも、スポーツを行う者は勿論、スポーツを見る観衆も興味本位に走らせようとするのである。興味さえあれば、精神的訓練などは全く問題としないのが米英ユダヤの謀略スポーツなのである。したがってスポーツそのものに厳肅性もなければ崇高性も全く見られない。ただやって面白い、見て面白いと言うのがスポーツの生命となっているから、ユダヤの謀略的スポーツをいくら行っても、日本特有の柔道や剣道によりて得られるような精神的修養や人間の徳を磨く様な形而上的な収穫は全くあり得ないのである。處が面白いと言うことに心を奪われて、日本の青年男女は、ユダヤスポーツに走った結果、日本の体育と言うものは、心の鍛錬を忘れて、ただ記録の高いことを競い、技術の優秀や勝敗のみに重点を置くようになった。

これは日本体育の恐るべき墜落であったのだ。」

このようにスポーツを指弾した武田は、「日本の体育文化」を叫ぶのである。彼は、日本の体育文化とは、第一に「心の錬成と身体の鍛練を最高の目的」とする。その理由は、「我々日本人の各自が自分一個人の肉体であり、心であると思っているかも知れない處の肉体や精神は、天皇のものであり、国家のものであり、民族のものであって、個人の所有物ではない」からであり、「天皇・国家・民族に十分奉仕し得るように、日本人のすべての心と肉体を鍛練することを使命とする」のである。

第二に、「日本民族の体位向上を実現せしめる」ために「全日本人を対象」とした普遍性をもつ。第三に、それは興味本位を否定し、また第四に、それは武士道そのものである。「武道とは人間を作る道であり、臣として生きる道である。更に此の武道に徹すれば、人を指導し、国民の先頭に立って、天皇を輔佐申し上げる翼賛政治をする立派な日本人も育成されるのである。日本の体育は、かかる武道の境地にまで進まなければならない。

最後に武田は、次のように結んでいる。

「日本の体育文化は、すべての日本人に身心両面の錬成を施して、日本人のすべてを健民強兵に育成し、天皇と国家と民族のためにのみ奉仕させることを使命とすべきである。此のような日本体育文化が確立すれば、大東亜の体育文化を指導する資格と力が日本人に養成されたことになるのである。否大東亜のみならず、全世界の体育文化をも指導することが出来るのである。」

こうして皇国主義、民族主義を柱にあらゆるファシズム体育・イデオロギーが叫ばれるなかで学校教授要目を一貫して批判し続け、教授要目体制に抵抗してきた三橋喜久雄の思想展開はどうであったのか。三橋も最終的には皇国史観にもとづく民族主義体育を鼓吹するに至った。三橋は、「正しき体操<sup>(173)</sup>(昭和18年)において「少くとも我が日本は、今日ほど国民の体力を痛切に考えたことは未だ嘗って肇国以来無かったことである。一億国民の健康度の増進、民族体力の増強による民族力の躍進、民族生命力の増進とその発展、従って人口の増殖等々、日本国民に要請せらるる最も重い意義を持ったものとして現実的にも、国運の永久的にも国民体力の増強、民族生命力の強靱と云うことが最も明確に認識せらるる時代となった」と述べ、この認識のもとに体育の目的は、「天皇へ奉ずるこの身」の陶冶であり、そのためには日本の体育に「生物学的合理性、肉体的科学性を有たしめる」と同時に、健康度の増進、体力の増強を第一次的発展とし、第二次的発展としては、「日常活動性」、「柔軟巧緻性」、「筋力強力性」、「持続耐久性」等の総合力を養成し、さらにそれらを「戦技・

武技・職技」という第三次的発展へと養成することであると主張したのである。

以上昭和16年から20年に至るファシズム体育思想の軌跡を辿ってきたが、この段階におけるファシズム体育思想の主要な特徴としてファシズムの進行とともにより一層八紘一宇、臣道実践、血と土、死生、身心一如、知行合一といった非論理的な概念があたかも合言葉のように絶叫され、神秘主義、非合理主義的な体育思想の傾向を強めていったことが指摘される。

しかもそれらの体育思想には少くとも自らが理論的明晰性をもってファシズム体育思想を構築するという主体的意志は欠如しており、ただひたすらにファシズムに追随し、八紘一宇、血と土、臣道実践等といった超国家主義理念を既成の体育論に冠したにすぎず、その結果、日本主義体育道を絶叫すればするほど自らが依ってたつべき存在論的な根拠を喪い、崩壊させるという皮肉な役割を演ずることになったのである。

## ま と め

昭和初期より昭和20年にかけてのファシズム体育思想を4段階に区分して分析してきた。

これまでの論究によってわが国におけるファシズム体育の思想的本質、またそのイデオロギー的性格を十分解き明しえたかについてははなはだ心もとないものを感じるが、ここで改めて総括しておきたい。

わが国のファシズム体育思想のイデオロギー的性格が農本主義、郷土主義、家族主義、人的資源論、大アジア主義等の全般的な超国家主義の原理を動員し、刻々と進行するファシズム体育政策の過程に従属し、かつまたそれを支持し、合理化するものであったということについてはすでに論述しておいたので省略するとしても、なおそのほかに次の諸点が指摘されるであろう。

- (1) わが国のファシズム体育思想は何よりも天皇制下における絶対主義的な体育思想の強化、徹底として表現されたという点にその特質がある。その中心的なイデオロギーはほかならぬ「八紘一宇」、「臣道実践」であり、それを基本理念とした「日本体育道」思想であった。
- (2) 日本ファシズム体育思想が絶対主義的な体育思想の強化として表明されたことは、その絶対的の質をもって全面的に自己を貫徹しえたことを必ずしも意味するものではない。その過程で合科主義、生活主義といった児童中心主義的な方法原則（興味、発達）、学習形態（個人、班別）、教材改造（系統化、精選）、新教材（自然体操、遊戯）の導入等ある一定程度の近代的な体育方法の採用と体育の科学化（人的資源化）は不可避であったのである。
- (3) そのことは同時に、ファシズム体育の目的（皇国臣民、少国民の育成）という非合理主義的な体育思想との間に矛盾を引き起さざるを得ず、そうした危機を救済するために身心一如、知行合一、血と土、錬成といった神秘主義的な理念によって絶えず補完されざるをえなかったのである。

以上の3点にまとめられると考えるが、こうしたファシズム体育思想の矛盾が集中的に表現されたのは、身心一如論と人的資源論という身体論の図式のうえにおいてであったということからこの点にもう少しこだわってみたい。

何故にファシズム期においてかくも知育偏重が批難され、身体が問題にされるにいたったのか。

それは客観的には高度国防国家体制が軍事的にも、産業的にも限界つきのある一定の人的資源論という科学的身体観を要求すると同時に、一方でファシズム体育論において一貫して農本主義（血と土）——社会有機体説——身心一如による身体の原始化主義が叫ばれたのは主観的には「理想的

人間としての『原始人』において、始めて天皇との心情的結合が完成し我国古来の自然制度が復活する<sup>174)</sup>と考えられたからにほかならない。

一般に近代において身体は、例えば、A. ローウェンが自我、身体、自然との統一的融合の解体のなかに共同体の喪失をみ、近代の因果律の論理が身体を自我の対象として従属さるべき道具として位置づけられることになったと述べているように、労働力の対象として生産や流通過程に投入されるばかりでなく、「国家規範として、人間の意識を貫く内的な制度<sup>176)</sup>等として近代の政治的、社会的、そして経済的価値へと変換される運命にある。つまりそこでは身体は、「その政治にとって有効な効力の量として、即ち数値に換算された可能的な身体の交換価値として整序される<sup>176)</sup>とともに、「能力の交換価値は体系化されており、あたかも絶対的無時間的な価値関係でもあるように、習俗化されるのである。<sup>177)</sup>

したがって近代において身体的能力といわれるものは、たんに抽象的な生理学的、解剖学的な意味におけるそれだけではなく、本質的には「近代資本制国民国家にとっての身体的価値規範によって編成された身体<sup>178)</sup>であり、ある一定の社会、経済的、そして歴史的資質にほかならないのである。

健康であるとか、体力とか呼ばれる身体の自然的な資質や技能、さらには民族性であるとか、身分性といった身体の属性は、絶えずある政治的、経済的、社会的、軍事的価値に変換可能な対象と化し、定常化する。H・D・ラスウェルは「価値剥奪」と「価値付与」を基本概念として権力関係を説き明し、国家権力が一見非政治的に現象する、また逆に非政治的領域が政治化する条件を価値付与としての「政策」であるととらえたが、ここに価値付与としての体育政策の内的契機を認めることができる。その意味からも近代の体育は、決して抽象的、自然的な身体を対象としたのではなく、あくまでも政治的、経済的、軍事的価値規範から決定された「身体的規準によって選択的に育成され、あるいは育成を阻まれて成った身体関係のひとつの相<sup>179)</sup>として存在する制度としての社会的身体を対象とすることによって成り立つのである。すなわち近代の体育は、あるがままの身体的自然を一度解体し、政治、労働、軍事的な能力とそれらを包括したナショナリズム・イデオロギーの抽象化された身体像(=体力)の範疇に組み込むことを本質としている。

こうして近代における身体は、ファシズム段階には極限の様相をもって進行するのである。天皇制ファシズム体制のもとで身体は、まさにあらゆる国家の倒錯し、矛盾した制度としての価値規範に還元しつつされ、「身体性を滅却することによって、人間は神=天皇に近づくもの<sup>180)</sup>とされる一方、体育思想にも特徴的な社会有機体説は、「社会を先験的に主体とみなす<sup>181)</sup>ことによって「身体をたずさえた個<sup>182)</sup>を主体とみなすことはなく、ただひたすらに社会の有機的部分として究極的には全体への従属を説くのである。その結果「現世の天皇制国家における社会関係は、家になぞら出られ、『八紘一宇』イデオロギーによって統合<sup>183)</sup>され、「祖霊信仰は、皇祖神信仰に結合される<sup>184)</sup>のである。そのため「家やふるさとを奪われた無産の大衆がこぞって国家に、家や村の共同体関係の幻想を仮託し<sup>185)</sup>、「共同体をうばわれた人々の共同幻想こそが観念としての国家の、共同体の『身体』となった<sup>186)</sup>といえよう。

天皇制ファシズム体育思想の核心をなす人的質源=体力論と身心一如論は、既述の意味からそれらが身体性を標榜するのとは裏腹に、その実「身体の抑圧を以って『発達』とみなすシステム<sup>187)</sup>を論理化しようとするとともに、ファシズムの価値規範にもとづいて「からだを見喪わせ、見喪わせた成果を根拠に、さらにその規範をうちかためる円環運動<sup>188)</sup>の思想にほかならなかった。

## 註

- (1) 「統現代日本教育政策史」 海老原治善 三一書房 昭和42年 P288
  - (2) 同上書 P288
  - (3) 同上書 P952
  - (4) 「資料日本現代教育史」 宮原誠一 丸木政臣 伊ヶ崎暁生 藤岡貞彦編 三省堂 1975 P334
  - (5) 体力章検定制度のイデオロギー性については拙稿「体力思想の論理」(鳥取大学教育学部研究報告 教育科学 第19巻 第1号 昭和52年)で論述しておいたので割合した。ただ体力章検定が半官半民的組織を動員してあらゆる階層を対象とし、それによってファシズム支配をねらいとしていたことについては指摘しておきたい。
  - (6) 同書 目黒書店 P3
  - (7) 同上書 P81
  - (8) 同上書 P4
  - (9) 同上書 P38
  - (10) 同上書 P39
  - (11) 同上書 P39
  - (12) 同上書 P42
  - (13) 同上書 P51
  - (14) 同上書 P P17~18 傍点平沼
  - (15) 同上書 P65
  - (16) 同上書 P57
  - (17) 同上書 P58
- 平沼は、その具体的方法として個人差に応じた能力別学級編成による指導の原則をあげている。
- (18) 「国民体育の基本問題」 目黒書店 P2
  - (19) 同上書 P4
  - (20) 同上書 P5
  - (21) 同上書 P P5~6
  - (22) 同上書 P25
  - (23) 「新日本体育」 教育科学社 P14
  - (24) 「国民体育の基本問題」 P24
  - (25) 「新日本体育」 P15
  - (26) 同上書 P16
  - (27) 同上書 P16
  - (28) 同上書 P27 傍点前川
  - (29) 同上書 P23
  - (30) 同上書 P23
  - (31) 同上書 P33
  - (32) 同上書 P P6~12 傍点引用者
  - (33) 「国民体育の基本問題」 P P48~49
  - (34) 同上書 P52
  - (35) 同上書 P P24~25
  - (36) 「新日本体育」 P P9~11
  - (37) 同上書 P25
  - (38) 同上書 P25
  - (39) 同上書 P26
  - (40) 「国民体育の基本問題」 P54

- (41) 同上書 P 54  
 (42) 同上書 P 55  
 (43) 同上書 P 55  
 (44) 同上書 P 55  
 (45) 同上書 P 103  
 (46) 同上書 P 56  
 (47) 同上書 P 56  
 (48) 同上書 P 58  
 (49) 同上書 P 67  
 (50) 同上書 P 99  
 (51) 同上書 P 105  
 (52) 同上書 P 108  
 (53) 同上書 P P 133~134  
 (54) 同上書 P P 143~144  
 (55) 拙稿「日本ファシズム体育思想の研究(1)」 鳥取大学教育学部研究報告 教育科学 第23巻 昭和56年 P P 136~137  
 (56) 「日本ファシズム教育政策史」 久保義三 明治図書 1969 P 273  
 (57) 「新日本体育」 P P 3~4  
 (58) 同上書 P 29  
 (59) 同上書 P 30  
 (60) 「国民体育の基本問題」 P 188  
 (61) 同上書 P 189  
 (62) 「新日本体育」 P P 34~35  
 (63) 「国民体育の基本問題」 P P 140~141  
 (64) 「新日本体育」 P 37  
 (65) 同上書 P 36  
 (66) 同上書 P 46  
 (67) 同上書 P 47  
 (68) 同上書 P 91  
 (69) 同上書 P 92  
 (70) 同上書 P 138  
 (71) 同上書 P 138  
 (72) 同上書 P 140  
 (73) 同上書 P P 140~141  
 (74) 同上書 P P 158~180  
 (75) 「日本体育道」 目黒書店 P 283  
 羽田にはこのほか「大東亜教育における体育理念(一、日本教育と大東亜新秩序の建設)」(「学徒体育」昭和17年10月)があるが、ほぼ本書と同じ内容の主張になっている。
- (76) 同上書 P P 281~282  
 この対外政策のスローガンである「八紘一宇」という超国家主義理念は、内に対する「国体明徴」という思想統制のスローガンと対をなすものであった。「このことは、ファシズムの軍国主義が対外的にその独善的な『八紘一宇』的超国家主義を理念とする侵略行動をおし進めてゆくためには、対内的にもその裏づけとしてこうした行動にたいして批判的でありうるようなあらゆる国内思想を、その非合理的な『国体明徴』的超国家主義の枠のなかにおし込めていく必要があった」ことを表わしている。  
 (「近代日本思想史」- 第3巻 違山茂樹 山崎正一 大井正編 青木書店 1969 P 683)
- (77) 同上書 P 315  
 (78) 同上書 P P 295~296

- (79) 同上書 P 320
- (80) 同上書 P 320 傍点羽田
- (81) 同上書 P 320
- (82) 同上書 P 320
- (83) 同上書 P 320
- (84) 同上書 P 321
- (85) 同上書 P 323
- (86) 同上書 P 323
- (87) 同上書 P 324
- (88) 同上書 P 324 傍点羽田
- (89) 同上書 P 278
- (90) 同上書 P 7
- (91) 同上書 P P 3～4
- (92) 同上書 P 4
- (93) 同上書 P P 149～150
- (94) 同上書 P P 315～316
- (95) 同上書 P 316
- (96) 同上書 P 316
- (97) 同上書 P 316
- (98) 同上書 P 316
- (99) 同上書 P 316
- (100) 同上書 P 316
- (101) 同上書 P 317
- (102) 同上書 P 317
- (103) 同上書 P 317
- (104) 同上書 P 317
- (105) 同上書 P 318
- (106) 「体育の理念」 目黒書店 P 25
- (107) 同上書 P 27
- (108) 同上書 P P 27～28
- (109) 同上書 P P 141～142
- (110) 同上書 P 21
- (111) 同上書 P 14
- (112) 同上書 P 27
- (113) 同上書 P P 28～29
- (114) 同上書 P 33
- (115) 同上書 P 63
- (116) 同上書 P 64
- (117) 「日本体育道」 P 50
- (118) 同上書 P 50
- (119) 同上書 P P 50～51
- (120) 同上書 P 54
- (121) 同上書 P 54
- (122) 同上書 P 56
- (123) 同上書 P 56
- (124) 同上書 P 62 傍点羽田

- (E) 同上書 P 62 傍点羽田
- (E) 同上書 P 62
- (E) 同上書 P 62 傍点羽田
- (E) 同上書 P 152
- (E) 同上書 P 153
- (E) 同上書 P 161
- (E) 同上書 P P 170~171
- (E) 同上書 P 171
- (E) 同上書 P 63
- (E) 同上書 P P 221~223
- (E) 「体育の理念」 P P 59~60
- (E) 同上書 P 146
- (E) 同上書 P 147
- (E) 同上書 P P 147~148
- (E) 同上書 P 69 傍点羽田
- (E) 同上書 P 89
- (E) 同上書 P 90
- (E) 同上書 P 98
- (E) 同上書 P P 98~99
- (E) 同上書 P 213
- (E) 同上書 P 9
- (E) 「日本体育道」 P 35
- (E) 同上書 P P 37~38
- (E) 同上書 P 92 傍点羽田
- (E) 同上書 P P 102~103
- (E) 同上書 P 110
- (E) 同上書 P 111
- (E) 同上書 P P 112~113 傍点羽田
- (E) 同上書 P 113
- (E) 同上書 P 113
- (E) 同上書 P P 113~114
- (E) 同上書 P 68 傍点羽田
- (E) 同上書 P 101
- (E) 同上書 P 101
- (E) 「体育の理念」 P P 300~305
- (E) 同上書 P P 473~474
- (E) 同上書 P 477 傍点羽田
- (E) 同上書 P 479
- (E) 同上書 P 479
- (E) 同上書 P 479
- (E) 同上書 P P 479~480
- (E) 同上書 P 480
- (E) 同上書 P P 213~214
- (E) 同上書 P 484
- (E) 「学徒体育」 昭和17年3月号
- (E) 「体育日本」 昭和17年12月号 P P 3~5



- (iii) 大谷の論稿 前掲誌 P P 3～5
- (iv) 「体育日本」 昭和18年1月号 P P 3～11
- (v) 「体育日本」 昭和18年5月号 P P 13～16
- (vi) 「天皇制国家の支配原理」 藤田省三 未来社 1966 P 123 傍点藤田
- (vii) 「関係としての身体」 菅孝行 れんが書房新社 1981 P 72
- (viii) 同上書 P 239
- (ix) 同上書 P 239
- (x) 同上書 P 140
- (xi) 同上書 P 142
- (xii) 同上書 P 47
- (xiii) 同上書 P 162
- (xiv) 同上書 P 162
- (xv) 同上書 P 140
- (xvi) 同上書 P 140
- (xvii) 同上書 P 140
- (xviii) 同上書 P P 140～141

このパラドックスを菅は次のようにかいている。

「近代における共同体意識は前提としての自然関係（共同体）へとたちかえる途をとざされている。

（中略）しかも、毀損された自然関係（共同体）の代替物として、そこには近代国家が据えられている。そのため主観的には自然への回帰である共同体意識は、客観的には、近代国家への回帰として機能するのである。都市におけるムラ幻想や就中、家族国家観が個別主観は自然への回帰をめざしながら、全体の構造は階級独裁の神話の装置として機能した理由はそこにあったといえる。このように共同体の毀損された歴史段階における共同体意識は、母なる自然を志向して、国家規範へと吸収されるべく構造化されているのである。」同上書 P 141)

体育やスポーツのもつ仮構性や共同体意識が自然（共同体）の代替装置の機能を果たしたことは否定すべくもない。

- (ix) 同上書 P 53
- (x) 同上書 P 46

## 参 考 文 献

- 近代日本学校体育史」 竹之下休蔵 岸野雄三 東洋館出版社 昭和34年
- 「体育史」 世界教育史大系31 梅根悟監修 世界教育史研究会編 講談社 昭和50年
- 「日本教育史III」 世界教育史大系3 梅根悟監修 世界教育史研究会編 講談社 昭和51年
- 「現代日本教育実践史」 海老原治善 明治図書 1975
- 「家族国家観の人類学」 伊藤幹治 ミネルヴァ書房 1982
- 「引き裂かれた心と身体」 A・ローウェン 池見西次郎監修 新里里春 岡秀樹訳 創元社 昭和53年
- 「権力と人間」 H・D・ラスウェル 永井陽之助訳 創元新社 昭和44年

(昭和58年4月30日受理)

